

## 第6回農業災害補償制度検討会 議事録

平成14年10月11日(金)

農林水産省特別共用会議室

保険課長 定刻がまいりましたので、ただ今から、第6回農業災害補償制度検討会を開催いたします。私、経営局保険課長の高島でございます。開会に当たりまして、北村農林水産副大臣から御挨拶を申し上げます。

北村農林水産副大臣 大変高い席ではございますけれども、ただ今紹介をいただきました、今回の内閣改造で大島農林水産大臣を補佐するという事で、副大臣に就任をいたしました北村直人でございます。皆様方には、今日、第6回目になります農業災害補償制度検討会で、岸座長の下、それぞれの専門分野の皆様、あるいは現場で働いておられる生産者の代表者の皆様を含めて御参集をいただきました。改めて敬意と感謝を申し上げます次第でございます。昭和22年からこの制度が始まったわけですが、その年はちょうど私が生まれた年でもあります。そして、私も農家の息子でありますので、この制度で自分が大きくなって来たという思いがございます。さらに、社会人として第一歩を踏んだときが獣医師として、この農業共済の中で家畜診療所を通して生産者の皆様方の、この制度に対する思いというものを社会人として実感してきた一人であります。小さい時には家畜共済も個別の加入でありました。そういう面では、包括共済になって生産者の方々は、非常に喜んだ時期が大きかったです。我々人間が生きていく、あるいは経営をしていく中にはリスクが伴うわけがあります。そのリスクを最小限度にしていくのが、この制度ではないかと思うところがあります。それは、制度のための制度ではなくて、生産者のための制度であると思っているところがございます。数十年経ってこの制度が、ある面ではすぐわなくなった、あるいは生産者の皆様から見ても、「もう少しこういうところに利点をおいてほしい」あるいは「消費者や専門家の皆様から見て、ここはおかしくはないだろうか」という議論を今日までしていただいたところがございます。今後の食の安全ということを考えたときに、また、生産者の皆様のリスクを最小限度に留めるということを考えたときに、この制度を大きく発展させていかななくてはならない、そして、生産者の方々が、この制度の意義というものを、今一度、私は考えてみる必要があると思っています。その面では今までの制度の普及ということについて、やや疎かになってきた面は、考えていかなければならないと思っております。決して農災ばかりではなく地域のJA、農業改良普及の方々、あるいは農業委員会の方々と連携をしていながら、「何故この制度が必要なんだ」として「この制度によって生産者の方々も経営がしっかり守られる」ということを今回の検討会の中で御議論いただき、一定の成果を、そして報告をまとめられることを切に念ずるものでございます。皆様方の

今日までの御努力に感謝を申し上げ、そして年末までに座長の下で、この報告が皆様の手でまとめていただきますことを心からお願い申し上げながら、措辞ではございますけれども、副大臣として大島大臣にかわりまして一言御挨拶とさせていただきます。今日は、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

保険課長 それでは、これから議事の方に入ってまいりたいと思いますが、大変申し訳ございませんが、北村副大臣は、他の公務が入っておりまして退席することになりますので御了解いただきたいと思います。それでは、会議を開かせていただきますが、委員の出席の状況をご説明いたします。委員、委員、委員、委員4名が所用で御欠席になっております。あとの委員の方々は、全員出席していただいております。それから、本日は、農業災害補償制度実務者検討会の取りまとめの状況を御説明するようになっておりますが、座長を務められました座長にも御出席をいただいております。それでは議事に入ってまいりますが、最初に資料の確認をさせていただきます。資料としてお手元にお配りしておりますのが、資料1として今日の「議事次第」、資料2として「農業災害補償制度検討会「現地検討会」の主な意見」、資料3として「農業災害補償制度実務者検討会における検討結果の取りまとめ」、資料4として「農業災害補償制度検討会スケジュール案」として出させていただきます。参考資料ですが、参考1として「制度検討の視点」、参考2、参考3、参考4までが、これまでの検討会でそれぞれの共済ごとに検討事項として出させていただいた資料を、再度参考として出させていただきます。参考5として「農業災害補償制度の現状」ということになっております。御確認いただきたいと思います。それでは座長にお任せしまして、今日の会議を進めていきたいと思います。

座長 それでは会議を始めたいと思います。7月から8月にかけて、現地検討会に御参加いただいた皆さん方どうも御苦労さまでした。それなりに成果があがったことは、これから御報告あるかと思えます。まず事務局から資料の2の「農業災害補償制度検討会「現地検討会」における主な意見」について御説明いただきたいと思います。

保険課長 保険課長の高島でございます。着席して御説明させていただきます。資料の2をお出しいただきたいと思えます。「農業災害補償制度検討会「現地検討会」における主な意見」ということで、事務局として意見を取りまとめさせていただきます。現地検討会には、委員の皆様方に各地で御出席いただき大変ありがとうございました。5月に5回目の検討会を終えて以来、福岡県の福岡会場の7月26日をはじめに、新潟、愛知、東京、北海道、岡山と、岡山は8月20日でしたが、6会場で現地検討会を開催してまいりました。この資料は、そこでの意見を取りまとめたものでございます。基本的に、会場で出た御意見を全部網羅するような形で提示をしてございます。1ページを開いていただきますと目次になってございますが、それぞれの共済種類ごとに出た意見をまとめてございます。順番は、検討会を開いた順番になってございますが、

それぞれの検討会で「こういう方向でいかがですか」ということで出していただいたそれぞれの項目について、御意見を聞いて取りまとめてございます。そこで「(9)その他の主な意見」というのがございますが、こちらから直接方向として示したものでないいろいろな御意見が出ております。そういったものは最後に「その他の意見」ということで、取りまとめております。それでは中身の方に入りますが、1ページを開いていただきたいと思います。まず果樹と畑作物共済の関係でございます。項目としては、全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定の廃止ということでございますが、これは共済に入るときの農家の選択を広げようといった趣旨の改正項目でございます。左側に検討会として打ち出した方向性、それから右側の欄にそれに対応した各地で出た意見を書いております。最後に「(新潟)」と書いてありますが、地名はそれぞれの会場で出た意見でございます。6会場の中のこれは新潟会場の意見として整理をしております。それで中身でございますが、この全相殺、災害収入共済方式の地域指定を廃止して収穫量を適正に把握できる方については、自由に選べるような形にできる方向で検討してはどうかということでございますが、基本的な意見としては、そういった方向でやってくださいということで、農家が自由に選択できるようにすべきという御意見が出ておりました。この地域指定というのは、他の農作物でもそうでございますが、組合がある方式を決めれば、それに農家が従わなくてはならないということをやめて、いろいろな方式があった場合に、その中から選ぶようにするというところでございます。ですから、これは全相殺、災害収入共済を地域指定をしてしまいますと、その地域指定をしたところは全相殺もしくは災害収入共済しか入れないという形になります。そういったところでも必要に応じて他の方式が選べるということと、地域指定がなくても全相殺なり、災害収入共済を十分確認できるところには入れていきたいという考え方での見直しでございます。意見としては、基本的に、そういう方向でよいのではないかと御意見をいただいております。それから2ページ目でございますが、果樹共済で出しておりますけれども、損害評価の時に全相殺又は災害収入共済方式の場合に、青色申告のような税務申請用の書類を使った形での損害評価ができないだろうか、という方向で検討をいただいております。これはちょっと細かな話であったこともあって、特段、各地では御意見が出てきませんでした。3ページ目が大豆の一筆方式の導入でございます。これは農家の選択の幅を広げるという観点からでございますが、大豆につきましては、今、半相殺もしくは全相殺で加入いただいているわけですが、最近、転作で大豆をたくさん作るようになって、水田では一筆方式がかなり多いものですから、転作で作る際も、それと同じ一筆方式でという御要望があるということで、こういった検討項目を出したところであります。これにつきましては、北海道、新潟、岡山、福岡と書いてありますが、基本的にそういった方向で導入をしていただきたいという御意見がほとんどでございます。右の下の方に書いてありますが、大豆以外の豆についても一筆方式を導入していただきたいとい

う一步進んだ御意見がございました。それから4ページ目でございます。大豆の品質方式の導入ということで、共済においても収穫物の品質を見てほしいという御意見が出ております。果樹では、品質方式をやっているわけですが、今回、例えば大豆だとか、水稲等についても品質方式がとれないかということで検討しております。本検討会におきましても、大豆につきましては、別途、大豆作経営安定対策という品質を見るような事業をやっておりますので、両方ダブってというのは、なかなか難しいのではないかと整理をしておりました。これについては、仕方がないという意見と、予算でやっております大豆作経営安定対策というものがいつまで続くかわからないので、導入を検討すべきでないかという御意見も出ておりました。それから5ページでございますが、一括加入制の在り方ということでございます。畑作物については、輪作体系でいろいろなものを、輪作の中で土地を回しながら作付けをしているという観点から、一括加入方式が採られておりますが、輪作と直接関係のないようなもの、最近入れましたスイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、お茶とかホップといったものについては、今回の農家選択の拡大ということで、一括加入の対象から外してはいかがでしょうかという検討会での方向を出しましたけれども、直接これに関連した御意見は出なかったところでございます。それから6ページ目でございます。従来から要望があった園芸施設共済におきます取片付け費用ということですが、施設が倒壊した際に、建て直すときには片付けなくてはいけないということで、その取片付けの費用を共済でみられないかということについての対応です。これにつきましては、実務的にどうするかという話もかなりありますので、実務者検討会でも検討していただいておりますが、こういった方向についてどうですかということを各地で御意見を伺ったところ、基本的には導入してくださいという意見が主でございました。東京、愛知、岡山、福岡会場でぜひともやっていただきたいという意見が出されております。それから下にありますが、パイプハウス、これをどこまでの施設をみるかという線切りの部分ですが、施設としては軽微な施設についても対象にしてくださいという意見が出されているところでございます。それから7ページでございますが、園芸施設共済の中の多目的ネットということで、こういったネットも対象になりますかということについてお伺いしましたけれども、特段、意見は出なかったところでございます。それから8ページでございますが、これも園芸施設共済で共済限度額を上げることを検討してはどうかということでございます。今、4千万円ということになっておりますが、実態に合わせて見直すことでどうですかと聞いたところ、大型化に対応して限度額を上げていただきたいという御意見が出されたところでございますし、そもそも限度額を撤廃していただきたいという意見も出てるところでございます。9ページでございますが、検討会として方向を出しながら伺ったのは、以上の点でございますが、これに付随しまして、果樹、畑作、園芸の関係で出された意見を取りまとめであります。ここはご覧になっていただいて制度の話とか運用の話とか、それから今の在り方

を拡充する点とかいろいろありますが、この中で制度がらみでいくつか意見が出たのは、1番上の果樹共済について園地単位方式を導入すべきということで、愛知会場と東京会場に出ております。普及している方々、農家の方々に、やはり園地単位でないとなかなか普及は進まない。農家感情からすると園地単位がよいのではないのでしょうかという御意見があったところでございます。それから2番目は果樹について類区分ではなくて品種ごと、要するにもっと細かな単位で見てくださいという御意見とか、足切部分をもっと下げてくださいとか、逆に大豆について大きな災害だけでよいのではないかという御意見が出されているところでございます。それから、この中で複数の会場が出たのが下から4番目です。園芸施設共済に新価補償、要するに建て直す時の価格で補償できませんかというような要望なり、御意見が、北海道、愛知、岡山、福岡の4会場から出たところでございます。あとはいろいろ出でておりますので、またご覧いただきたいと思っております。それから10ページでございます。10ページからは、家畜共済関係の検討事項でございます。最初の項目は危険段階別共済掛金率設定の話でございます。現在、その危険段階被害率の高い人、低い人にグループ分けをしながら、適正な被害率に合った共済掛金にしましょうという仕組みがありますが、家畜の場合、なかなか1組合の中で農家が少なくてできないといったときに、組合を超えて危険段階別共済掛金率の設定ができないだろうかといった方向でございます。これにつきましては、被害率に応じた共済掛金という要望なり、そういった方向のためにぜひとも導入していただきたいという意見が、岡山、福岡会場から出されたところでございます。次に11ページでございます。これは、もう一つの家畜共済関係の柱でございます。新たな補償方式ということで、共済金の支払に一定の制限を付けましょうという考えでございます。これは事故率の高い人、低い人、その中で不公平感というのが出てきておりますので、それを是正させようと、それから全体としての被害率を下げていきたいといった観点から、特別な事故、ここにあります火災、自然災害、伝染病を除く通常の事故について、一定の頭切りをしたらどうかという提案をしたところでございます。これにつきましては、各地でいろいろな意見が出てきております。1番上に書いてありますのは、支払限度額を設けるべきということで3会場が出てきておりますが、基本的に、こういった不公平感の是正のために頭切りにするのはやむを得ないことではないかということです。逆にしっかりやっている方々からは、そういった制度をやってほしいという意見が出されました。これとは反対に、支払限度額を設けるべきではないという御意見もいくつか出されております。次の新潟会場では、既に病傷に限度があるのだから死廃にまで支払限度額を設けるべきではないとか、それから次の愛知、次の次に北海道がありますが、方向はよいけれども時期尚早ではないかという御意見も出されております。それから次の北海道も設けるべきではないという御意見です。それから、1番下のところ、小規模の農家において、不公平のない運用をしていただきたいという御意見など、各会場でいろいろな御意見が出

されたところでございます。それから12ページでございますが、この家畜の事故除外方式のメニューを更に拡大できないかということでございます。方向としては、メニュー拡大を検討すべきという御意見がでておりますが、具体的にこういうメニューというのは出てきていない段階でございます。それから13ページでございますが、こちらが家畜共済の中のもう1つの大きな柱であります。乳牛の子牛・胎児についても、共済対象にできないかということでございます。肉牛は対象になっているのですけれども、乳牛の胎児・子牛の中にも非常に価値の高いF1とかETとかが最近増えておりますので、それを対象にしたらどうですかということで検討項目にあげておりました。これに對しましては、基本的にやってくださいという御意見が出されております。とりあえず北海道、新潟、岡山です。それから2番目にありますが、地域によって必要性が異なっていますという御意見もでております。それから、それに合わせまして、肉牛の胎児価額の設定方法についての検討ということで出しておりますが、やはり見直して引き上げてくださいという御意見が3会場で出されたところでございます。14ページですが、家畜共済に関するその他の意見も取りまとめてあります。1番上が、経営とか飼養管理、指導、予防などの面も家畜共済の対象していただきたいという御意見が、愛知、岡山、福岡などで出ております。これと似た話なのですが、北海道では特定の名前、サルモネラ症といった名前が書いてありますが、発病の前に何らかの対応をしたときには共済で対応できないかという御意見が出ております。あと、技術的な面があるのですけれども、次の次のところで管理指導のアドバイスを強化すべきという御意見が出されたところでございます。それから15ページからが、農作物共済ということで整理してあります。最初は農作物共済の農家選択の拡大ということで、メニューを示して選択制にしましょうという観点の見直しでございます。引受方式の拡大ということで、のところは一筆、半相殺と書いてありますが、一筆、半相殺の中でも自由にしましょうということと、それから全相殺、災害収入共済の地域指定の廃止というのは、地域指定をしなければできないという仕組みではなくて、対応できる方については、地域指定がなくてもできる仕組みにする、その関係で地域指定制度そのものを廃止しましょうという形での見直しの方向を示しております。これにつきましては、基本的にメニューを増やして選択できるのはよいという御意見でございます。各会場で選択制を広げてくださいという方向で意見が出ております。それから麦の災害収入の実施要件の緩和というのは、地域指定の廃止というようなことだと思います。基本的にそういった方向でやってくださいという意見が出されたところでございます。16ページのところですが、2の部分になりますが、補償割合の農家選択の拡大ということで、今、いろいろな方式で3割足切り、2割足切り、1割足切りという形で補償の水準をある一定のところから補償しますという形にしているのですが、補償割合の引下げ、足切割合を上げるという方向での検討はいかがですかということでございます。これは元々共済制度を利用されている方へのアンケート

の中で、補償割合を引下げてもいいから掛金を下げてくださいという結果が出てお  
りまして、それを踏まえての検討方向だったのですが、基本的に東京、岡山、福岡会場  
では、掛金を下げてくださいのために補償割合が多少低くなってもいいですという意見は  
出ておりますが、まったく逆の意見として補償の高いものも選択できるようにしてくだ  
さいという御意見も4会場で出されたところでございます。17ページ目が、水稻の品  
質低下に対する補償の導入ということで、これも従来から農家の方々から要請もあつた  
ところでございますが、品質の低下といったものを共済でみられないかということでご  
ざいます。検討会では、保険技術的な面もいろいろありますが、それを深めながら更に  
検討したらいかがですかということでございます。こういった品質方式を具体的にどの  
ようにして導入するかは、実務者検討会で検討いただいておりますが、そういった見直  
しの方向につきましては、やはり導入してくださいという意見が各会場で出たところ  
であります。こちらの案では、全相殺の中に入れていくという方向付けであったんですが、  
一筆方式でも入れてくださいという御意見が愛知会場から出たところでございます。1  
8ページでございます。篩目の見直しということでございます。1.7mmで制度上仕組  
んでおります篩目を1.8mmに換えてはいかがかという方向での検討でございますが、  
これは市場流通がそうなのだから1.8mmにすべきだと、もっと上というのもございま  
すけれども、基本的にそういう方向で検討してくださいということが、各会場から出さ  
れてるところでございます。19ページが麦の災害収入方式における共済金の支払方式  
ということでございます。麦の災害収入方式は、前回の11年改正の時に導入したわけ  
でございますが、需要もあるということで本格実施をしていきたいということと、それ  
に合わせまして、今、麦1本でやっている災害収入共済方式について、農家から要望が  
あります類区分の導入についての検討の御意見を聞いたところですが、基本的には、類  
区分を設けてくださいという御意見が福岡会場から出されたところでございます。20  
ページでございますが、農作物の当然加入を巡る議論でございます。当然加入の在り方  
につきましては、全国一律でやって共済掛金を安くという観点からの必要性と、それか  
ら、もう一つ農家の選択という意味から当然加入を見直ししなさいというのがございま  
して、本検討会でもいろいろ御意見があつたところでございます。現地で農家の方々に  
御意見いただいた中でも賛否両論、御意見が出たということで整理をしてあります。最  
初の自己責任で経営を進めていく中で任意加入とすべきという話とか、任意加入にする  
と共済制度が成り立たないとか、そもそも現行制度が喜ばれていない。それから飯米農  
家、これは規模の大きな稲作農家の方々から自己責任という観点からの見直し論が出て  
いたのですが、愛知会場では規模の小さい方々からの任意加入制への要望も出されてお  
ります。後半部分、当然加入は必要だという意見をまとめてあります。経営所得安定対  
策が確立するまでは必要とか、共済掛金を安くするためには当然加入がいるとか、それ  
から保険設計という意味で当然加入を維持していただきたいといった御意見が出された

ところでございます。次の21ページまで続いておりますが、21ページの一番上のところに集落機能を維持するために当然加入を維持すべきという御意見が、愛知県、岡山県の会場で出されております。やはり集落の機能と共済における当然加入というものが密接に関連しているということで、当然加入と集落機能を一緒に守っていきたいという御意見も出されたところでございます。最後は、廃止すると小規模農家が加入するかどうかは疑問だという実態面からの御意見も出されたところでございます。22ページが農作物共済に関するその他の御意見ということで整理してございます。これも制度の話というか国庫補助の在り方とか、良い運用面の話とかいろいろございますが、2番目では補償方式で大規模農家に対して何らかの対応をとということで、政策として大規模農家に優遇してほしいという御意見とか、次もそうですが、共済掛金の国庫負担を高めるということで共済の面からも、掛金の面からも担い手向けの支援をやっていただきたいといった御意見が出されております。それから、生産調整との関係とか、掛金支払の分納制度の話とか、損害評価の話とか、そういった多岐にわたる御意見がそれぞれの地域で出されたところでございまして、それを整理してございますので、ご覧になっていただきたいと思っております。23ページが、共済全般に関する御意見をまとめてあります。上の4つぐらいに農業共済組合の姿が見えないとか、共済組合と農家が疎遠になっているとか、馴染みにくいとか、制度がよくわからないといったような農家と共済組合との関係でのいろいろな日頃の不満的なものもここで農家の方々から御意見が出されたところでございます。また、共済団体の方々にも意見を述べた方がいて、実際やっていく方として細かくし過ぎると事務量が増えてしまうのではないですかといった意見も出されております。それから、組合運営の話ですが、賦課金のかけ方の話だとか、これからの米対策を踏まえたいろいろな地域での対応といったものについて、御意見が出されているところでございます。それから、最後のページでございます。いろんな中で意見が出ておりますが、今、農林水産省全体で将来の在り方として、検討しております経営所得安定対策に関する意見というのは別枠でまとめております。それぞれいろいろな意見が出ておりますが、対象を担い手に絞るとか、収入保険をやってほしいとか、積立方式を選択しなさいというような話と、それから、その他の直接所得補償という話が出ておりますが、共済制度との関係ということで十分配慮していただきたいとか、基本的に共済系統のノウハウを使ったり、農業共済制度の中に取り込んでいった方が良いのではないかとといった御意見が出されたところでございます。以上、各現地検討会の意見を取りまとめたものを紹介させていただきました。以上でございます。

座長 後ほど各項目ごとに御意見をいただき、確認をしていきたいと思っております。その前に、7月に2回にわたって実務者検討会を開いていただいております。その検討結果が資料の3でありますけれども、実務者検討会の座長から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

実務者検討会座長 実務者検討会の座長をおおせつかっておりました でございます。実務者検討会におきます検討結果につきまして、資料3に基づき、順次、御説明申し上げます。制度の見直しにつきまして、1回から5回までの農業災害補償制度検討会におきまして、各事業、作目ごとの課題と対応方向の検討が終了いたしまして、改正のおおまかな方向付けがなされたところでありますから、実務者検討会は、この制度検討会において、方向付けがなされた改正内容につきまして、一つは「保険制度として設計が可能か」、「農家の掛金負担や補償水準はどの程度のものになるのか」、3番目は「制度を実施する上で事務手続き上の支障はないか」といったことについて検討したわけでございます。それでは2枚めくっていただきまして、1ページでございますが、農作物共済関係につきましては、検討項目が2点ございます。第1点目の検討項目は、「引受方式及び補償割合の農家選択の拡大について」ということでございます。1番の1の「保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果について」であります。まず左側の保険技術的な検討に当たっての留意点、これは二つほどございました。一つ目は、「引受方式及び補償割合の農家選択の拡大による組合等の事務処理上の不都合をきたすおそれはないか。」ということでした。これの検討結果につきましては、右の方に取りまとめてございます。「引受方式及び補償割合の農家選択を仕組み案のとおり拡大しても組合等の事務処理上、不都合をきたすおそれはない。」というのが結論でございました。二つ目の留意点は、また左の方に戻っていただきまして、「具体的な補償割合、つまり足切割合のことでございますが、この設定をどうするか、また、農家の掛金負担の水準はどうなるか。」という点につきまして検討いたしました。検討結果は、右の方でございます。「具体的な補償割合の設定は、仕組み案のとおりとすることにより。」ということでした。「補償割合の農家選択を拡大した場合の農家の掛金負担の水準は、具体的には、今後の被害率等の調査結果を基に算定されることになるが、補償割合の水準に応じて現行より低い水準となる。」というのが結果でございました。2の「仕組み(案)の概要」については、省略させていただきます。それでは3ページをお開きください。農作物共済の第2点目の検討項目であります「水稻の品質低下に対する補償の導入について」ということでございます。1の「保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果」について御説明いたします。まず、留意点は三つございまして、その一つは「品質の低下を収量の減少にどのように換算するのか。」ということでございます。この検討の結果は、「品質の低下を収量の減少に換算する算定方法の概略は、仕組み(案)のとおりでよいが、等級別品質指数の算定に当たって、地域の集出荷実態が反映されるよう検討する必要がある。」というのが結論でございました。それから二つ目の留意点、「品質低下に対する補償方式における補償水準をどのように設定するのか。」ということについての結果は、「補償水準は、仕組み(案)のとおりとすることにより。」というものでございました。それから三つ目の留意点、「全

相殺品質方式に病虫害事故除外を付加するためには、品質低下の要因を病虫害と、それ以外とに区分することを分割評価と言っておりますが、この分割評価が必要となるが分割評価は可能か。」これに対する検討結果は、「品質低下の要因を病虫害と、それ以外とに区別すること、つまり分割評価は、現時点の技術水準では困難である。」というのが結論でございました。「仕組み（案）の概要」につきましては、省略させていただきます。次に、5ページをお開きください。家畜共済についてでございますが、家畜共済についての検討項目が5点ございました。一つは、「組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定について」でございます。これについての留意点は、「組合等の区域を超えた地域の設定、設定手順等設定方法をどのようにするのか。」ということです。これに対します結論は、「組合等の区域を超えた地域の設定、設定手順等設定方法は、仕組み（案）のとおりとすることによりよい。」というのが結論でございました。「仕組み（案）の概要」につきましては、同様に省略させていただきます。それでは6ページをお開きください。家畜共済の2番目の検討項目の「新たな補償方式について（多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について）」の留意点は、「支払限度を設ける事故の範囲や、支払限度の設定方法をどのようにするのか。」ということでしたが、実務者検討会における検討結果は、「支払限度を設ける事故の範囲については、現時点では、仕組み（案）のとおりとすることによりよいが、制度施行までの間、引き続き、偶発的な死傷事故の発生状況等を検証し、今後、更に検討する必要がある。」ということでしたが、それから、「支払限度の設定方法については、仕組み（案）のとおりとすることによりよい。」というのが、この問題に対する結論でございます。それでは、家畜共済の3点目は、8ページになります。「事故除外方式のメニューの拡大の検討について、（多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について）」ということでございます。これについての留意点は、「現行の事故除外方式のメニューを増やすことが可能か、その場合どのようなメニューが考えられるか。」ということについて検討いたしました。結果は、右側のとおりでございます。「現時点では、現行の事故除外方式に追加すべき新たな事故除外方式のメニューは見出せない。」これが結論でございました。それから、家畜共済の4番目、「共済目的の追加、（乳牛の子牛・胎児）について」でございますが、これの検討に当たっての留意点は、「乳牛の母牛から生まれる子牛は、ホルスタイン種の子牛のほか、F1子牛やET子牛があり、それらの価格差が大きい上、共済掛金期間の開始時に、それらの種類が決まってない場合もあるが、乳牛の胎児の場合、胎児価額をどのように設定するのか。」ということです。これについて検討いたしました結果は、「乳牛の胎児価額の設定は、仕組み（案）のとおりによりよい。」ということになりました。続いて11ページをお開きください。家畜共済の最後の五つ目の項目でございますが、「肉牛の胎児価額の設定方法の見直しについて」ということでございます。これの留意点は、「肉牛の胎児価額の設定をどのようにするのか。」ということですが、こ

れについて検討いたしました結果、「肉牛の胎児の市場は存在しないため、肉牛の胎児価額は、肉用牛の市場価額を基礎として推計することにより、具体的な算定方法について、検討する必要がある。」というのが結論でございました。「仕組み（案）の概要」については、省略いたします。12ページをお開きください。畑作物共済関係につきましては、検討項目が1点でございます。「大豆の一筆方式の導入について」、留意点は、「大豆の一筆方式における補償水準について、一筆方式と他の引受方式間でのバランス、農家の掛金負担、財政負担等を考慮してどのように設定するのか。」ということです。これに対して検討いたしました結果は、「一筆方式の補償水準は、仕組み（案）のとおりとすることにより。」ということでございます。「仕組み（案）の概要」は、省略させていただきます。13ページをお開きください。最後に、園芸施設共済関係につきましては、検討項目が2点ございました。第1点目の検討項目でございます。「園芸施設取片付け費用の補償方式の導入について」であります。これについての留意点は、三つほどございました。1点目は、「補償内容をどうするのか、具体的には定率の支払なのか、定額の支払いなのか。」とそういったことでございますが、これを検討いたしました結果、「補償内容は、仕組み（案）のとおり定額の支払いとすることにより。」というのが結論でございました。それから二つ目の留意点、「対象施設をどうするのか、つまり全ての施設を対象とするのか、それとも特定の施設を対象とするのか。」ということでございますが、これについての検討の結果は、「対象施設は、現時点では仕組み（案）のとおり、特定の施設を対象とすることにより、対象としないプラスチックハウス類等において、今後、施設の構造等が変化し、取片付け費用が多額に上る場合には、これらの施設も対象とすべきである。」というのが結論でございました。それから、三つ目の留意点の「適正な損害評価をどのように行うのか。」について検討した。結果は、「損害評価は、仕組み（案）のとおりとすることにより。」というのが結論でございました。

「仕組み（案）の概要」については、省略させていただきます。それでは、最後に15ページをお開きください。「多目的ネットの追加について」、これの留意点は、「適正な損害評価をどのように行うのか。」ということでございますが、検討いたしました結果、「損害評価は、適正な共済金が算定できるよう仕組み（案）のとおりとすることにより。」ということでございます。「仕組み（案）の概要」については、省略させていただきます。一番最後のページは、私ども実務者検討会の委員を50音順に並べたものでございます。以上で、私からの報告は終わります。ありがとうございました。

座長 ありがとうございました。それでは、今の実務者検討会の報告を踏まえながら、資料2の方に戻っていただきまして、この項目を順次、方向を確認してまいり、また御意見もお出しいただきたいと思っております。それでは、1ページからまいります。実務者検討会のまとめと順番が違っておりますけれども、資料2の方から順次やっていきたいと思っております。まず、全相殺の問題ですが、現地検討会、この場での検討と違っているの

はないか、あるいはこういうことを入れた方がよいというような御意見がございましたら、どなたからでも自由に御発言をいただきたいと思います。どうぞ　　さん。

委員　園芸施設共済の件でございますが、現地検討会と実務者検討会の関係につきまして確認をさせていただきたいと思います。まず、取片付け費用につきまして、定額とするという実務者検討会の御意見ですが、定額といいますのは、耐用年数に基づいたものの言い方でしょうか。もし、耐用年数を過ぎたものについての取片付け費用は出ないという考え方でしょうか。現地検討会で、再三、各地区から要望がございます。共済掛金の増額若しくは限度額の撤廃等が要望されておりますが、その件につきまして、実務者検討会の検討項目から外されているように感じますが、いかがでしょうか。

座長　今のは6ページですね。6ページから始まっていますけれども。後でまた戻りましょう。

保険課長　後半の限度額の話は、実務者検討会の方は、今回、新たに、こういう方向で共済として対応しないといけない時に、いわゆる保険技術的といいますか、保険を仕組む上でどのような障害なり仕組みにすべきかということを知ったので、そもそも限度額をどこまでにしましょう、これは財政との関係もあります政策論の話なので、その点については、実務者検討会には検討を依頼していないということでございます。

座長　前段の部分、もう1回お願いします。　　さんよろしいですか。

実務者検討会座長　仕組み(案)を作ったのは農林水産省でございますが、私も相談を受けておりますので、時間の関係上、私からお答えいたします。定額といいますのは、例えば面積平米当たり何円という意味でございます。ですから、時価現有率は入っておりません。

委員　ありがとうございました。

座長　よろしいですか。たまたま6ページから始まりましたが、1ページへ戻りまして、1ページについて御意見ございますか。一つずつやっていきたいと思います。よろしいでしょうか。一応、先へ進んでまいりまして、後ほど落ちがありましたら戻りたいと思います。次に2ページです。果樹共済の損害評価の問題ですけれども、これはいかがでしょうか。果樹関係の方、特によろしいですか。次は3ページです。どうぞ。

委員　3ページでしたね。右段の方、他の豆についても一筆方式を導入すべきというお話が出ていましたが、これは保険制度上どういうふうに整理ができるのかというお話も含めて、質問をしてみたいと思います。大豆の場合は、水田の転作が本格化になって麦と合わせて、非常に生産振興も制度上、まだ固まっていないところもあるかと思いますが、畑作専業地帯においての大豆と、それからいわゆる雑豆と言われている小豆等、これの扱い方を保険制度上のカテゴリーが別になっているのかなと思いますけれども、主産地区においては豆は豆類だということで輪作体系上、非常に重要な位置付けになっておりますけれども、この他の豆についても一筆方式を導入すべきだという点につ

いて、保険制度上どういう整理ができるのかという点、説明していただけますか。

座長 これは、保険課長。

保険課長 今回、大豆について一筆方式という検討をしたのは、最初の説明のところにありますが、転作の大豆が相当増えてきていて、その際に共済にも入っていただいているのですが、米について、8割くらいの方は一筆方式で入っていますので、転作で作るとき大豆についても、同じような仕組みで入れてくださいというのが最も要望が強くて、農林水産省としても転作の推進上からも、何らかの配慮をしなければいけないということで、今回、御提案をしているということでございます。それで、畑作全体について、確かに畑作に限らず基本的に一筆なり、後で出てまいります、果樹の園地だとか、例えば麦で言えば類単位まで細かくしてくださいとか、先程果樹にもありましたけれども、品種ごとに細かく分けてくださいとか、かなり農家の段階で、より細かな段階で保険を作ってくださいというような実態としての要望があるんじゃないかと思っています。しかし、そこは問題として、細かくしすぎると保険として設計ができるかという話と、共済組合のところに意見がありましたけれども、事務量が非常に増えてしまうとか、農家としてもたくさんありすぎるとわからなくなるとかいろいろな問題があるのだと思います。そうした中で、今までの整理としては、畑作物については、どちらかという一筆方式から始まって、個々のところで被害があったとしても経営全体としてそれに耐えられるのであればよいのではないかとということで経営単位で見ると進んできたところがありまして、そういう面で、畑作については導入の時から全体として、半相なり全相の形で入っていただくという形で仕組んだところであります。大豆は、先程言ったような理由と別の観点もあって今回入れましたが、全体として共済をどう考えるのかということに繋がってくると思いますが、現時点では、とりあえず大豆だけ緊急な課題として対応していきたいというのが、今のところの整理でございます。以上です。

座長 どうぞ。

委員 理解できました。一つ、話題提供としてお話しておきたいのが、畑作専業農家地帯で規模拡大が進んでいまして、そのほとんどと言ってよいと思うのですが、規模拡大のため新しく購入した土地、あるいは賃借した土地が残念ながら生産性の上がない土地が多い、結果的に、それが農家所得を下げてしまっているという現場がある。その採れない畑、もちろん土づくりもしっかりやっているし、基盤整備もしっかりやっているという圃場もありますけれども、残念ながら、今、担い手が規模拡大において一番大きいジレンマになっているのが、規模拡大してもなかなか良い土地が手に入らない。ほしいほしくないは別にして、あなたは若いから畑を買ってやりなさいという現場があります。その中で、残念ながら生産性の上がない圃場を涙を流しながら肥料を撒いて、堆肥を撒いて、農薬を撒いて作るんですが、残念ながら採れない。一筆方式にさせていただくと、そういう生産性が上がらない圃場も1年、2年というスパンではなくて、当たり

前に採れるようになるには、5年も、10年も、15年もかかります。そういう意味で、保険制度上、そういうプロデュースができるのであれば、生産性の上がない、残念ながらインフラの整備が遅れているような圃場を保険制度でどうにかスポイルできないかなというような、ひょっとしたら特殊な例かもしれませんが、話題提供としてそういうお話もありますよということを発言させていただきます。

保険課長 今の点、話題提供ということだったんですが、私もまだ共済の世界は長くないのですが、いろいろ考えてみて、基本的に過去の被害に基づく保険設計という、本当に理想的にそういう計算ができていくかというのを別にして、保険として成り立つためには、通常の収量がどれだけあるのかというものを頭において、それに対してどれだけ被害がおきましたかということなので、例えば、今おっしゃったようなたまたま拡大したところが、非常に収穫が悪いところ若しくは被害をたくさん受けやすいところというのであった場合には、一筆に入れば、そのまますぐという話もあるのかもしれませんがけれども、全相殺で入るなりしても、そこが収益の上がない、トータルとして面積があっても収量としては上がらないということが、保険に織り込まれるはずなのではないかなと私は思うのです。そこがたまたま過去の数字がないとか、そういったことで、現場ではすぐに反映されないのかもしれませんが、やはり農家の感情としては、被害があったところには多少なりとも共済金をいただくのが、一番感情に合っているのかなという気がします。これから、そういった農家感情なり、実態面を見ながら直せるところは直していきたいという感じではあります。回答になっているかどうか分かりませんが、そのような感じですよ。

座長 ほかの方どなたか御意見ございますか。どうぞ。

委員 すみません。私の理解不足かもしれませんが、実務者検討会の検討結果の読み方がよくわからないんですけれども。例えば、今、大豆の一筆方式で対応するのが12ページでございますね。技術的な検討をお願いしたのは、1番に書いてある補償水準について、他の引受方式間でのバランス、農家の掛金負担、財政負担等考慮してどのように設定するのかという設問なわけで、答えが仕組み案のとおりとすることでよいとしか書いてないんですけれども、この留意点のところから想像していたお答えは、どのようにバランス上問題があるのか、あるいは負担に跳ね返るかということ想定していたのですが。つまりよいという結論について、どういう理由でよいのか、ベストなのかハームレスくらいのことなのか、まったく理由がわからないものですから、保険技術的なお答えという意味では、どういうことなのかちょっと分からなかった。他のものも全部そうなっているものですから、大変恐縮ですが質問させていただきました。

座長 さん、よろしいですか。

実務者検討会座長 私でもよいのですが、本当は役所なんですよ。

座長 そうですか。それでは保険課長どうぞ。

保険課長 御説明が結論だけ申し上げたので分かりにくくなったのかもしれませんが、この資料の構成としては、12ページでいきますと、留意点について考慮してどのように設定するんですかと、こういう問いかけに対しまして、仕組みというのがあります。この場合でありますとバランスをいかにとるか、農家の負担、それから財政負担を考慮してどのように設定するかというのをクリアすべく、こういう仕組みではいかがかなと、共済金額では、例えば耕地ごとに算定式を作りまして、引受割合7割にするとか、共済金については3割を超えるときに払いましょうといった仕組みを役所から御提示をいたしまして、実務者の方々に聞いたら、こういったバランスとか、配慮する点を踏まえてこのようなものではないですかねということで、納得をいただいたという仕組みになっています。いろいろな項目の中で、例えば水稻の品質方式をどうやって入れるかというのは、どう仕組むのですかというのが1番の問題のところでありまして、その仕組み方については、こういうやり方でこうしたらよいのではないですかということを実務者検討会に御提案をして、そういった仕組みについて意見を聞いた仕組みになっております。全体の大枠は、実務者検討会に依頼をしたというところでございます。

座長 さんのおっしゃっていることは、この方式は仕組みとしてはよいかもしいけれども、財政負担はどうなるかは答えが出ていないのではないかという理解をしてよろしいですか。

委員 例えば、次のページの今ご質問があった取片付けの方も、定額か、定率かという問題があって、御提示が定額かどうかということについてよいと言っているだけで、定率は悪かったのか、定額もどういう意味の定額なのかとか、その辺は農水省の方が提案しているものについての御意見ということなのですね。仮にそうだとしたときにも、バックデータといいますか、これがバランス上よいという理由というか、この案が適切である保険専門技術的なお話があるのかないのかということでありました。

座長 その点は、保険課長。

保険課長 基本的には、いろいろな観点につきまして、役所としてこういった仕組みでいかがかなという案を出しまして、どういう案がよいかというのは役所なりに検討して、こういった形で実務面でおろせますかという話で、実際に制度を作った場合には、実務者検討会に参加していただいた各連合会、組合の参事さん、実務に実際携わっている方々に、こういった方式で制度を仕組んで、こういう仕組みで計算をしてくださいといったことで対応してくださいと言ったときに、対応可能ですかという面での技術的な検討なわけで、例えば定額がよいのか、定率がよいのか、役所としては、仕組みとしてはこちらの方が良いのではないですかという評価は役所の段階でした上で、それについて現場での対応が可能かどうかを聞いたという形での、実務者検討会という位置付けだと思ふ。

座長 それでは保険監理官。

保険監理官 補足いたしますけれども、イメージとしては、具体的なデータを踏まえた上での検討ということなんでしょうけれども、特に新しく制度を導入する場合、データも限界がございますので、どのくらい新しく加入するかもわかりませんので、ある程度、過去の経験を踏まえての検討になる部分もございます。ですから、具体的な数値を踏まえての検討というところに至っていないものもかなりございます。先程の大豆の一筆方式の例を踏まえて申しますと、現行で行われている半相殺方式は2割足切りでございます。これは農家単位でありますので、一筆ごとの相殺が働きます。しかし、例えば2つの圃場があって、1つの圃場は被害がなくて、1つの圃場が大きな被害があった場合、一筆方式のほうが農家の共済金を受け取る機会は、現行の農家単位の半相殺方式に比べて増えます。ただ、その次に書いてありますように、農家の掛金負担なり、財政負担のところはどうなるかと申しますと、同じ補償水準で足切りした場合、これらは大きく増えます。引受方式間の相互のバランスが問題となります。つまり、農家の負担なり、財政負担がありますので、従来から、共済金をもらう機会の多い方式につきましても、足切り割合を大きくするということが、結果的に相互の引受方式の均衡を図るということを行っております。例えば、水稲共済は、一筆方式からスタートしておりますけれども、半相殺、全相殺方式が導入されるたびに1割ずつ、足切り割合を引き下げることがございまして、それに準ずる形で半相殺方式2割に対して、新しく導入する一筆は3割にしてはどうかと考えております。これは、過去の経験を踏まえているんですけども、3割程度の足切りというバランスではどうでしょうかということ、こちらから御提示いたしまして検討していただいたということでございます。

座長 よろしいでしょうか。ほかの方。      さんどうぞ。

委員 この話は果樹の一筆の要請が出てきているというところで話そうと思っていたのですが、一筆の話が出てきたので申し上げます。基本的に一筆というのは賛成ではないのですが、農家単位の場合には結局何筆持っているかで、はっきり被害率が変わってくるはずなんです。そういう意味では農家単位というものを円滑にやっていくには、危険段階のようなものを筆数に応じて、料率を変えるということを考えないと、農家の間の公平、不公平が出てくるのではないかと思います。それから、特に現地検討会に行くと、一筆なんてやる人は掛金を払った以上共済金を取らないと損だと思っている人ではないかと思っていたのですが、検討会で一筆について説得力のある話が、隣の農家と同じに被害を受けて、こちらは貰わないとかいう話があったので、農家単位の場合の不公平感というのを除かなければいけない。一番はっきりするのは、筆数の多い人と、少ない人の不公平感。これは少なくとも何か手をつけなければいけないという感じがしております。それから、今、委員の御発言の問題なのですが、実はこれは昔から鍬下3年は引受けないということになっていて、新規開墾の場合には引受対象にはなっていないのです。畑から田に変えた場合、これも引受けしていなかったのではないかと思

うのですが、本当は田から畑にいった場合の方がもっと安定しないのではなからうかという気がするのです。これは転作の政策上引受ざるを得ないと思うのですが、確かにそういう耕地が出てくるといろいろ問題は大きいのではないかと思います。

座長 保険監理官どうですか。

保険監理官 ご指摘の点、確かにありまして、我々も現場からそういうお話聞いているのが事実でして、水稻の例で言いますと、1ヘクタール持っていて10アールの筆を10筆持っていた時代ですと、ある筆は被害が出て、ある筆は被害が出ないという形で、共済金を貰うということがよくあったのですが、これが最近、大区画化してきまして、最近ですと1ヘクタールで1筆というのもでてきますと、なかなか1ヘクタール全体で1筆になりますと3割以上被害がでるかというのと、あまり起きません。よほどの大冷害でもない共済金がでないかと思いますが、そういう大区画化の進行でまさしく委員の御指摘のとおり、被害率に差が出ている部分もあります。しかし、どこでどう区別をするのかが技術的に難しいですし、10アールと30アールを比べても当然同様の議論もあります。そこら辺はなかなか線の引き方が難しいところで、問題の所在は承知しておりますが、どうやったらいいのかというのは我々も検討しているのが正直なところでございます。2点目の田から畑というのは、御指摘のとおり水田再編の中でありますので、特に今回の大豆を含めて田から畑への転作だからといって、引受除外ということは基本的には行わないことにしています。ただし、共済全般でございますが、引受けることによって非常に高い確率で災害が起きることが予想される場合には、引受除外ということも行っております。その数は少ないわけでありますが、制度的には担保される形で行っております。また、仮に被害が多い場合には後々共済掛金率に大きく跳ね返る形になりますので、そのことによって農家が別に得するわけではなくて、大きな共済金を貰えば将来的に大きな掛金率になって跳ね返ってくるということで、バランスがとれるような形になってるかと思えます。

座長 よろしいですか。

委員 いいですか。

座長 どうぞ。

委員 今の監理官のご説明、納得できる面もあるのですが、一つだけ申し上げたい。この跳ね返るといのは料率を完全に個別化して、初めて言えることだということを確認いただきたい。

座長 今の3ページ、それに関連することについて、他の方の御意見よろしいですか。とりあえず、先に進みたいと思います。4ページはいかがですか。大豆の品質方式です。これは両方あるわけですがけれども、どうでしょうか。事務局の答えは、経営安定対策があるのだから、当面、成り行きを見守るように指示することではないかということですね。要するに制度の二重性の問題ですね。重複の問題ですね。

保険課長 ダブル制度を両方で作るのはどうかなという話でございます。それで、現在、果樹の品質方式の中でも共済制度が先に作ったのですが、この後に果樹経といういわゆる補助事業の中で品質を見るようなものを仕組みで、今の整理は、どちらか選択というような感じになって、共済があるのであれば共済が主だとは思っておりますけれども、その調整の話が現実にあります。そういう時に同様の措置を新たに作るのはなかなか難しいのかなと考えてますが、予算措置なのでいつまで大豆の方やるんですかという話もありますので、そこは何らかの形で対応できるように仕組みだけでもできればよいかと思っておりますけれども、まだ表に出した形での改正はなかなか持ち出しにくいというのが現状でございます。

座長 はい、どうぞ。

委員 麦作安定と豆経のことも後からと思っていたのですが、豆経もこういうふうになってしまったので、生産者の中には、資金強化をしなかったから豆経はだめだというように言われていて、それではいつ変わるんだと、いつ良くしてくれるんだということで、じりじりしているのが本音なのです。ここで、新潟、東京から出ている豆経の対策だけでは不十分だというのは、実は正直な声だと思うのです。だったら不十分じゃない豆経を作ってくればよいのではないのかということなのだけれども、補償制度もどちらが先に手を挙げてもらえるのかというような話になってくると思うのです。けれども豆経でスプイルできない部分が共済制度でできるのであれば、農家の財布から出ていく経費は豆経についても共済掛金についても、どちらにしてもリスクはあるのだから品質の低下対策についてはどちらかの政策で、極端な話どちらでもよいですからやってくださいということなんです。

座長 ほかの方いかがですか。それを表現すると実績を見守るということになってしまうのですかね。ほかの方よろしいでしょうか。それでは5ページへ進みたいと思います。輪作の関係がないものは、一括加入から除こうということで、特に現地検討会でも御意見が出ていないということですが、よろしいでしょうか。それでは6ページへ進みたいと思います。

委員 先程は若干先走りまして申し訳ございませんでした。園芸施設共済につきましても取片付け費用につきましても、導入すべきということで御理解いただいておりますことは、誠に有り難いことで嬉しいと思っております。それにつきまして、実務者検討会の仕組み(案)では被覆材を除くと思いますが、取片付けに伴う被覆材、例えば私の理解しているところでは、ビニールハウスのビニールとか、ガラス室のガラス等じゃないかと思っておりますが、もし違いましたら御指摘願いたいと思っておりますが、そうしたものを処分するにつきましても、今は簡単に処分できない、多額の経費がかかるということで、その方も除くではなく、加えた中での処理の定額法を設定していただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

座長 これは除いてあるのは。

保険監理官 基本的に今回の取片付け費用は、基礎があるハウスについて、機械なりを導入して取片付けを行う場合、大きな費用がかかるという実態に対応して、その部分について行うということがスタートになっております。その意味で、今回プラスチックハウス 類というものについては、組立て等に当たって、基礎的なコンクリートの部分がないということもありまして、機械を導入して取片付けをするようなコストもあまりかからないということなので、これを除いてはどうかという形で提案をさせていただいております。同様の理由で被覆材等につきましても、御要望は分かるのですが、基本的には農家のコストで処理していただきたい部分で、我々としては、最もコストのかかる機械を導入して後片付けを行う部分に絞って行っていきたいということでございます。先程、定額の部分もありましたけれども、技術的に評価の部分で被覆材等の後片付けにかかる費用の算出も、非常に難しい部分もありまして、それに比べまして基礎部分なりの機械を使うものについては、ほぼその差はなく安定的なものですので、定額で面積当たりいくらということで算出もできるということもでございます。

座長 さんいかがですか。

委員 ありがとうございます。ビニールハウス等云々は、そういうことは理解できるわけですが、できたら全てひっくるめたものを対象にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

座長 パイプハウスの件は、どなたが言われたのですか。パイプハウスも対象にしてくれという意見が出てはいるのですけれども、その点はどうですか。特によろしいですか。では さん。

委員 先程も言いましたように、パイプハウスとかビニールハウス等が、仮に全壊したときの処分の件ですが、それにつきましても多額の費用を要しないと捨てられないというのが現状ですので、それも対象にさせていただければというのが要望でございますが、御理解のほどよろしく願いいたします。

座長 ほかによろしいでしょうか。それでは7ページへまいりましょうか。これはネットですね。これは特に御意見もなくしてやりましょうという方向ですが。これは、よろしいですか。それでは先へ進みましょう。8ページですね。限度額の問題。これも引き上げるという御意見で、中には撤廃しろという御意見もあったということで、特に御異論はなかったように思いますけれどもどうでしょうか。それでは9ページですね。これはそのほかいろいろな御意見が出ているわけですが、ここの中で特に御発言をなされたい方がございましたら、どの項目とおっしゃっていただいて御意見をいただきたいと思います。それでは さんどうぞ。

委員 この項目の中で保険課長さんの説明・報告がございまして強調されましたが、園芸施設共済に関して新価補償を導入すべきというところなんです、たびたび発言して

意見交換してきたところなのですが、それぞれの事業の中で前課長とも第1条の損失の補てんの内容で、意見が述べられたということがございましたが、そういう意味で損失の補てん経済的な損失の補てんあるいは経営の再建ということで、第1条の農業災害補償法の目的があるわけですが、いろいろな事業と比較して最も現場の経済的な損失を、そして事業の目的を、また実態を反映していないのが、この園芸施設共済です。新価補償ができないところと、時価現有率で補償の内容を実態と離れて、農家から言わせると押さえているということになるかわかりませんが、これはそれなりに理由はあるわけですが、ぜひ多くの地域・現地からの要望がある内容を引き続いて検討して、施設園芸農業の再生に、災害からの復旧に活用できるような制度を引き続き、今回無理でも将来改善できるような検討が必要かと考えますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

座長        さんには役所の答えは分かっているかもしれませんが、念のためもう一度御説明していただきましょうかね。

委員    役所の返事の前に一言サポートを。この問題、共済団体の中で非補助でもという話を聞いたので、私この要望のある都度、各地区で非補助でもよいのかと農家に聞きましたが、みんな非補助でもいいからやってくれという話だったのでやる方向で考えるべきではないかと私も思います。

座長    はい、そういう意見も出ておりますが、これは保険課長。全部終わってからですね。        さんどうぞ。        さんちょっとお待ちください。

委員    これまでも何回も出ておりますから、あまり繰り返すことはないのですけれども、資産の取得に国が関わるから補償をするということが問題というような意味合いの言い方もあったと思うのですね、新価まで補償するというのは。私ども、いろいろこれまで言っただけでも、今、        委員が言われましたように、その分の掛金国庫負担はいりませんということを書いていたのが一つと、それから、それまで経営手段として、生産手段として大事であったハウスを事故によって失った場合、また作り直さなくてはならない。ですから再建築の費用を被保険利益とするような、単なる資産の減耗を補てんするという意味ではない、違う思想での保険というものがあってもどうかと。それも自己負担でやるんだからどうかということで申し上げていて、その場合も、再建築費用の8割とか、限度がいろいろ費用にありますから、当然まるまるとは必ずしも申し上げていない。要望としては、そういうものだったと思います。そういう趣旨で申し上げているので、理屈の世界の問題がいろいろ出てくる可能性もあるし、損保の世界で新価が入ってきた経緯だとか、過去の比較検討とか吟味とかいろいろ必要になってくるのかわかりませんが、検討はお願いしたいということでこれまで要望させていただいておりますので、再度お願いしておきたいと思います。

保険課長    そもそも今までのお答えと同じ制度論的に言いますと、資産共済ということ

で園芸施設共済を組んでおりますので、実際あった損害の一部なりを補てんしましょうということなので、実際の損失は何ですかといったら、壊れたものの現実の資産価値ということでしか仕組めない。基本的には税制上の減価償却をしながら、資産としていくらありますよと、そういった全体のバランスの中で評価されるものを公的な保険としてはそこまでみましようという整理で今までやってきているということです。あと、プラスアルファ部分と新価部分を掛金補助をしない形でできませんかと、私はちょっと聞いたことがなかったので考えたことありませんが、それは任意の共済としてプラスアルファ部分を仕組みたいというのであれば、できないことはないのかなと思うのですけれども。共済組合としての権能として、そこまでできるのかできないのかという話はあるのかもしれませんが、制度的には国庫補助と関係ない世界であれば、対応できるものならする方向でちょっと検討してもいいのかなという気はします。

座長 どうですか。では さん。

委員 役所で言おうとされている意味よくわかるのですけれども。ですから私どもも新価特約と言っているから誤解を与えている面もあるといいましょうか、現にそういう言い方で言ってますから。ですから私は資産保険と別概念の費用保険として独立したものとしてのアプローチができないか。今まで最初に言い出したのと違うのではないかというかもしれませんが、考え方としてはプラスアルファではなくて新しいものを作る費用だと、それを被保険権利益とする保険だと。そのときにせっきく土台の資産を保険部分があるから、また別の保険としてやるのでは大変だし、そこにくっつけたらどうかと。資産の時価部分はそちらで補てんされるわけですから、残りの部分をやるという意味で特約とかなんとかなくなってきたということ、屁理屈的なことかもわかりませんが。ですからちょっと概念を変えて検討をしてもらえないかというお願いをしているわけで、費用保険としてどうなのかと、そういうものが世の中で通用するかしないかその辺の吟味の問題は若干残っていると思います。

座長 どうですか役所のほうは。

保険課長 これから要望等踏まえてどこまでできるか、またいろいろご相談させていただきたい。共済組合の権能という観点から検討させていただきませんが、基本的に財政負担が関係ない世界であればいろいろ検討の余地はあるのかなと思います。特に任意共済の中で建物共済をやったり農機具共済をやっていますが、現地検討会で農家の方が農機具共済は壊れたらすぐ新しいのをくると、非常によい保険制度だとおっしゃっていた方もいるくらいですから、もしできるのであれば農業施設という形で、プラスアルファ部分を組合の中の共済の仕組みの中で対応するというのは、検討の余地はあるのかなと思いますので、御相談していきたいと思います。

座長 さん。

委員 最後のこれからの検討の視点として、前課長と、実態をということで第1条の問

題と、目的の問題といろいろ休憩中も議論したところですが、ぜひ実態を他の事業と比較して、補償機能、保険機能の問題と実態とについて、いろいろな意見を聞かれて調べてほしい。やはり実態を反映した制度でないと、災害が発生したときにあまり役に立たないものではどうしようもありません。そのあたりの評価も現場では非常に悪いところもございますので、ぜひ実態を反映した制度へ少しでも、そしてまたメニュー方式でもよいわけですから、選択できるとかあるいは基本的な時価現有率、税法上の時価現有率、償却と、実際の園芸施設共済の時価現有率と別個になっている実態もありますので、そのあたりを十分調査をされて、実態に合う仕組みに改善を検討すべきということでございますので、よろしく申し上げます。

座長 今、聞いていて非補助という点はよいわけですね。非補助を前提としてやるということは了解されるわけですね。

委員 そうですね。

座長 これはよいわけですね。この点については。では審議官どうぞ。

林審議官 私、共済制度につきまして、十分な知識を持っていないものですから、やや的外れたお話を申し上げることになるかもしれませんが、私、災害担当の審議官でございます。台風21号で園芸施設についても茨城、千葉を中心に相当な被害が出ております。そういった中で、新価補償についてもやってもらえればよいなという現地の声が高まっているのではないかという気は一方でいたします。ただ、私思いますに、もちろん農業災害補償制度というのは、災害対策の大きな柱ではございますけれども、例えば天災融資資金や農業経営維持安定資金といった低利の融資措置によって、そういった施設の復元ということを行うという途も一方であるわけでございます。あるいは先程、非補助でもという話でございましたけれども、結局、新価補償するということは、それだけ共済金の支払総額が大幅に引き上がるわけでございますから、それを保険の中で運用するということになれば、共済掛金に全て跳ね返ってくるわけでございます。共済掛金に跳ね返るその1/2の国費部分が、それも全部農家負担ということになると、これは相当な共済掛金になるわけでございます。それが園芸施設共済そのものの運営を困難にするという結果としてなってしまうと、これでまた逆の問題が生じるのではないかなという感じもいたしまして、いずれにしても御提案というお話でございますので内部で議論させていただきたいと思っております。

座長 他の方がいかがですか。さんよろしいですか。

委員 先程、委員の先生方からも御意見のありますとおりでございますので、私の方からもぜひとも新価の方につきましては、導入を前提とした考え方で御検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

座長 宿題ということにしておきますか。この問題でほかに。ではさんどうぞ。

委員 9ページで下から5行目になるでしょうか。ばれいしょについて。

座長 今3時になりましたから、園芸施設の問題が終わったところで休みを取ろうかと思いますが、よろしいですか。今の園芸施設共済についての御意見は、他にございませんでしょうか。それでは10分ぐらい休憩をしたいと思います。15分から再開をしたいと思います。すみません さん、ばれいしょの件はちょっとお待ちください。

さんにもお待ちいただいていますのでよろしくお願いします。

(休憩)

委員 9ページの一番上にあります園地単位方式についてお願いしたいと思いますが、先ほど審議官からもお話がありましたように、先週の台風21号で果樹を中心に大きな被害がありました。特に洋なしの一種でありますラフランスの被害が多くございまして、10億を超える被害ではないかと言われていたのですが、幸い、本県の果樹共済の加入率は全6樹種あるんですが、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かきとありますけども、平均で29パーセント前後の加入率です。ラフランスにつきましては6割の加入率でして、従いましてこの間の被害が一番大きかった市におきましては、ほぼ100パーセントの加入率でありますので、おおよそ農家の経営の安定に資することができるのではないかと考えているわけです。なぜラフランスの加入率がよいかと言いますと、生産調整によります、いわゆる旧来、田であったところに作付けしたところも多くございまして、従いまして30アール、60アールでありましても、一筆、二筆でございまして、全部加入していただいているわけですが、旧来からあります、りんごやぶどうにつきましては山間地あるいは昔の桑畑を果樹に換えたというところが多くありまして、かなりの筆に分かれているのが実情です。したがって、ぜひ今まで30年来、果樹共済についていろいろ時間も経費も使って推進していますが、農家の方々からはわかり難い、例えば一筆全損で200万円の被害があっても、隣の農家は一筆だけしかない場合には200万円の何割か貰える。1ヘクタール持っている方は全然貰えないということになるわけですし、例えば筆数が多い場合、全筆にわたりまして被害が出るということは今はもうほとんどないわけですから、ぜひ一筆、一筆と言いましても何も悪いところだけ加入してそれに共済金を支払うということではなく、原則、全部加入し、被害の時には一筆単位にしていただきたいというのが本音でございます。一筆で悪いとすれば一団地単位、例えば一斜面でありますとか、そういういろいろな例があるでしょうからお願いしたいと思います。それからもう一点、4行目にあります畑作物共済の全相殺方式について北海道の現地検討会でも意見がでていたようですが、大豆について一筆は3割、全相殺・半相殺は2割ということでありましてけれども、やはり農家に説明する場合に全相殺は1割、半相殺は2割、一筆は3割と水稻と同じ考えを大豆のほうにもしていただけたらと思います。

座長 一点目についてこれは現地検討会でも出ていたと思いますが、他にご意見がある方いらっしゃいますか。

委員 最初の検討会でも申し上げましたが、うちは さんと同じ果樹地帯を多く持っているところですから、今回の台風においてはやはり同じような被害が出ていると言うことです。やはり周囲の方々に話を聞きましても、現在調査の途中であると思うのですけれども、その中でも片方で貰えそうだ、いや貰えないという話がある中で、やはり一筆方式にしてほしいという意見がだいぶ出ております。先程も 委員の県と同様に一筆方式の導入の検討を引き続きお願いしたいと強く思います。それで災害にあったときに共済組合員の見方と農家側の災害の見方というのがだいぶ違うのではないかと私は思うのです。落ちたときに農家が見るのはすべて下なんです。こんなに敷いたように落ちているのに、それでも被害がないのかと。でも共済組合が見るのはなっている上を見るんです。これだけなっているんだから被害には該当しないということで共済金がおりにない。その差が農家の不安であり、共済に加入していただく際にきちんと保険の説明をして、どういう場合にどれだけの共済金がおりののか、それに対する掛金がどれだけののかをきちんと説明してから加入を推進していくことを望みます。

座長 これは共済組合の問題でもありますが、これは現地検討会でも出てきた話ですか。

保険課長 果樹の園地単位の話は、現地検討会でも何か所かで出ましたし、今この場でも出ていますし、ちょっと予想していたより出ているなと思っております。当初は、検討方向の中で挙げていなかったのは、そもそも果樹については、全相殺方式で始まりまして、どちらかというとい保険の在り方として経営全体を見た方が今後の共済制度の在り方としてよいのではないかとということで導入を始めて、ある県ではそういうことを前提に一生懸命やっているところもありますし、今更、園地単位に戻るのもというような御意見が出ている地域もあるように聞いております。ですから地域的にみんなで作ってくださいということではなくて、どちらかというとい今のままの推進の方がよいという地域もあると聞いておりましたので、共済関係の方々全体でどのように考えているのかと言うことも伺った上で考えていきたいと思っております。その際に果樹はいろいろ方式が多くて品種も細かく分かれていますし、そこで園地単位を入れると非常に複雑になってしまうのかと思っております。先程も共済はわかりにくいという話がありましたが、ここで園地単位を入れてますますわかりにくくなって、逆に共済への理解が進まなくなるといけないと言うことが一つあります。もう一つ掛金に反映してくるんですけれども、先程言いましたように、全相殺、半相殺、一筆単位と足切割合を上げて全体の調整をとっているわけですけれども、基本的に制度全体でしっかり動く方がよいのですが、なかなか今の財政状況の中で掛金が上がったから国もそのまま半分出してどんどん支援しますよということにはなかなかいかないという状況でございますので、やはり園地単位を入れるなら、全体としての足切割合は、今の掛金と変わらないようにするにはどのくらいの足切りが

いるのかなということで、果樹は今、2割3割で切っているのですけれども、それをそのまま園地単位にしても2割、3割でやってくださいと言うわけにはいかないのかもしれませんが、そういったことを頭に置きながらもう少し検討していきたいと思います。

座長 次の畑作物の1割足切りの問題はどうか。

保険課長 方式によって足切割合を配慮しながらやって行く予定であります。

委員 今、全相も半相も2割ですよね。

保険課長 今の2割がということですか。

保険監理官 確かに、水稻は3割、2割、1割という形になっておりまして、畑作の大豆は半相殺と全相殺という形でやっておりまして、同じ足切り2割ということで確かに水稻と比べるとわかりにくいという部分もあります。全相殺を導入したときの経緯から申しますと、半相殺の場合、単収について組合平均を使うわけですが、全相殺については個々の農家の出荷データになりますので、そこで個々の農家の被害といいますか、共済金額といいますか、それにより実態に近いものということで、導入の経緯としては、特に足切割合よりは個々の農家の被害の実態に応じた方式ということだったようです。もちろん足切りの議論もあったのでしょうけれども、やはり端的にいうと財政負担の問題があります。ですから2割、3割が全く同じかというわけではなく、非常にたくさん大豆をとっている人で、全相殺に加入している人は組合平均より補償の水準というのが高くなるわけで、全相殺に入るメリットというのはあるわけですし、組合にとっても基本的には全量出荷の資料で評価するわけで、合理的な手法であるということで導入された経緯があるということでもあります。水稻の時のように足切りと議論が必ずしもリンクしてはいなかったという経緯もあるようです。ただ、もちろん御指摘の点は別として、とにかく足切り1割ということになると、なかなか財政負担が厳しくなって全体的に財政負担の増加を伴うものについての改正というのは非常に難しいかなと思います。改めて申すまでもございませんが、制度改正をする場合にはスクラップアンドビルドになりますので、純粹に大きな財政負担の増につながるもの考える場合、新たに削減といいますか軽減するものとの見合いのようなことも併せて考えねば、なかなか難しい状況にあるかと思えます。また、優先順位を考えながらということになりますから、いろいろな要望事項がありますので、優先順位が高く、実現可能なものから、今回、対処していきたいということでございます。

委員 9ページの下から5行目になろうかと思いますが、ばれいしょについてライマン取引の実態に合わせた制度とすべきとありますが、具体的にはでんぷんの原料となるばれいしょのことだと思えますが、これが今後どのように検討されていくのかというのが、まず一点です。もう一点は、ちょっとこの中に載っていなかった、あるいは守備範囲ではないのかもしれませんが、今年度、春に小麦の赤カビ病(DON)の対応策について、収穫間際になって生産者の方に周知されて、非常に生産現場は大きな混乱を生じました。

その中で時間的な制約もあったのですが、現状の補償制度の中では貯蔵施設に入ってしまったものは、共済制度の対象としないという整理の仕方をしていたと思うのですが、先月、政策価格決定の中で、赤カビ病対策の予算が計上されまして、それに伴う生産者のリスクがいったいどれくらいあるのかははっきりわからない部分があります。補償制度も絡めて、そのようなことをどのように整理していったらよろしいのでしょうかという2点をお聞きしたいと思います。

保険監理官 ライマンとは、でんぷんの含有率という専門用語のようです。これに似たようなものと、さとうきび、てんさいで糖分に応じて、単に収量だけではなく糖分によって実際、取引価格が違うので、それに依拠して評価する方式を導入した経緯があるわけでございます。同様にでんぷんの含有率によって補償すべきであると現地検討会でも意見は出ているのですが、現場の感覚と違うかもしれませんが、我々の受けている感じでは、それほど保険ニーズが強くなかったのではという感じがいたしているわけです。どちらかという先程申し上げましたが、たくさんある要望事項の中でやはり優先順位、どこかで線を引かなければならないのですが、我々が承知している中では保険ニーズがそれほど大きく高まっていたものではなかったという認識でいたものですから、検討項目の中にはあげていなかったということでもあります。もう一つ小麦の関係で、赤カビの毒性について、今年の春先に厚生労働省で暫定基準を設けまして、それを超える小麦については流通させてはいけないというふうに決まったわけです。しかし、それへの対応で非常に現場で混乱を生じたということで、我々も反省しなければいけない部分もあるわけですが、御指摘のようにサイロに入ったものはですね、これはどなたの生産かわかりません。基本的に他の共済もそうなのですが、農家に着目して農家の栽培する筆で起きた被害であると特定して補償するわけですが、サイロとかカントリーとかに入っている混ざってしまうと、誰の被害かわかりません。そこで、入口の段階で、受け入れした段階でサンプルを採って、DONIに関する一定の基準、1ppmなのですが、それを超えたとわかった時に、対応することとしております。ただ、検査の費用が大部かかります。我々の聞いた話では一つのサンプルで2万とか3万円位かかるため、個々の農家ごとでやっていると、収入と検査費用がかわらないような話になってしまうとか、なかなか難しいという話もあります。先程ご指摘がありましたように、先月の畑作物の価格決定の中でもこの議論がありまして、その関連対策の中で検査費用が非常に多額になっているので、簡易な検査方法等できないのかということについての予算措置がされて、農水省の生産部局でそれについての検討を進めております。これでどのくらいのコストが下がるのかわかりませんが、そういう比較的安価なもので検査ができれば、そういう形でやって頂けると思うのですが、カントリーが全部ダメになったら共済で全部補償してくれというのは、今の共済の中ではなかなか対応できないというのが現状であります。

座長 家畜共済の方へ進みたいと思います。10ページでございます。これは現地検討会でも導入すべきということのようですけれどもよろしいでしょうか。それでは、11ページは議論の多かったところですがいかがでしょうか。それでは さん。

委員 11ページの現地検討会における意見を聞いてたじろいでいるんですけれども、検討会の最初は畜産の大型化による掛金の増大化と、あるいは受け取り共済金の事故率による事故頭数による不公平感を是正しようということで、この支払限度だとか頭切りとかこういう方式を考えたんですけれど、そういうことを忘れずにこれを見たらたぶんこういう意見は、ちょっと検討してからあと何年後かに導入しましょうとか、そういうことを言ってもこういう意見は絶対同じ意見しか出てこないと思うんですよ。共済も保険である以上、分母が減り続けたら成り立たないというジレンマがあるんですけれど、掛金が大きすぎてもう共済はやだよという人も現実に僕の友達にもいますし、そこら辺、非常に難しい兼ね合いだと思うし、僕は最初から限度というのは賛成で皆さんのご意見をいただいたんですけれども、これも農水省の管轄に入るかどうかわかりませんが、乳牛の場合、90%以上とってよいほど牛の病気、腰抜けとか、死ぬことは、粗飼料、いわゆる牧草とかデントコーンなんですよ。農業普及員にいろいろ勉強させてもらうより本当は共済の獣医さんがここの牛はおかしいよとか、ちゃんと熟成した堆肥を入れていますか、土壌診断してこれがたりないんじゃないですか、というアドバイスが現場の事故を見ながらやってくれる獣医さんが増えてきたら非常に事故が減ると思うのです。以上です。

座長 他に。 さん。

委員 この関係ですけれども、考え方のスタートの時点では、農家間の共済金の支払の不公平感の是正するという事なんですけれども、それがよいとすれば、今もちょっと話があったんですけれども、確かに不公平感を生ずるような実態がありますけれども、現地検討会でも農家から単年度で画一的に適用するのは、いかがなものかという声が非常に多かったと思います。このことはですね、長期にわたって優秀な低被害農家までが偶発的な事故によって支払限度の適用を受けないように配慮されたいとの思いが強く含まれております。そういったことから、実務者検討会でも偶発的な事故の発生状況を検証して、今後、更に検討するという事で注文がついているんですけれども、そこら辺を十分汲み取っていただいて、ただ今申し上げましたように、単年度というよりは過去一定年間において低被害農家については、それ相当の思いを持ちながら、家畜共済制度の保全に非常に役立っているんだという立場を十分考えていただきたいと思えます。それらに、何らかの措置を講ずるような検討をお願いしたいということです。

座長 これは要望ということで良いですか。では さん。

委員 先ほどのご意見とほとんど同じなんですけれども、念のため申し上げたいのですが、私も現地検討会でいろいろなご意見が出たのをみて大変な問題だと思っております

けれども、やはり当初ご提案があったように、近年の家畜農家の大規模化が大変進んでいて、「掛金負担が耐えられない」と、制度の維持そのものについてのご要望が出ているわけですし、共済金の給付のアンバランスということが指摘されているわけですから、限度を設けるべきというご意見がこれだけ出ていること自体がかなり大きなことだと思うわけでございます。それから、反対論も大きく分けると2種類あって、三つ目と五つ目でしょうか、「飼養管理の技術を改善させるべきだ」というのがありますが、これを言い出すと、先ほどおっしゃたように、いつまでたってもその理由が成り立ってしまいますし、だからこそインセンティブとしても限度を設けるということをやすべきじゃないのかということだと思います。もう一つの反対意見は、「個人の努力でもどうにもならない部分がある」という御意見が四つ目と最後がそうだと思うんですが、これにつきましては実務者検討会のほうで、支払限度額の設定についてはある程度の過去の事故の確率分布のようなことでやっているという、つまり相対的な問題として地域ごとにその分布を見てやるということになっておりますから、この問題についてはある程度解消されているのだと思うわけで、従ってこれだけ状況が変わっているときに、限度を設けるべきという意見を全く無視してしまうのはいかがなものかと思います。ぜひ慎重な御議論をお願いしたいと思います。

座長 ありがとうございます。何か事務局の方からありますか。

保険課長 この点も現地検討会で意見が出たわけですがけれども、再度、関係団体の方々若しくは農業者の方々からの、御意見を踏まえた形での見直しができるのかできないのか、少し検討したいと思います。基本的な導入を考えた趣旨が、そういった不公平感、これが他の共済ですとやはり能力の差というのが出てくるのですけれども、天災によって災害が生じるということがあるのですが、家畜はやはりそういった外からの災害というよりは、日々の飼養管理なり経営者の管理能力なり、それがかなり反映される形で被害が出てくるということで、人によっては高止まりしてしまっており、がんばっている人は低いと、この格差をみんなが納得する形で見直すんだという方向性と、もう一つ、家畜共済は共済制度全体の中で大変お金がかかっているという点があります。他の制度に比べて家畜共済の在り方が今のままでよいのかということで、今のこの御提案の中でも、若干、掛金負担を合理化ということは、イコール国が半分持っていますので、国の財政負担の観点からも何らかの見直しができるような方向で考えているわけですが、そういった二つの趣旨が成り立つような形でもう少し中身を考えていきたい。それから、確かに現地検討会で出たご意見が過去の被害率をいっさい無視して共通にという話と、それから今3つ、火災、自然災害、伝染病と外してはいますけれども、まだまだ手に負えないといったものがあるのではないのでしょうか。といったところが意見の中心だったと思いますが、基本的な路線を維持しながらより御理解をいただけるような形を再度検討をしたいと思います。

座長 それでは、次の12ページは事故除外方式のメニューを増やせるか、増やせないかということですが、実務者検討会で追加すべきメニューは見いだせないという結論を出していただいているのですがよろしいでしょうか。現地では、検討しろという意見も出てはいたのですが。それでは、13ページへいきましょう。これはよろしいでしょうか。それではとりあえず先へ進みます。14ページです。家畜共済のその他の主なご意見ですが、一番多かったのは一番上の予防面でしたが、これはどうですか。役所の方は無理だろうという答えをされたわけですが。

委員 なかなか保険の観点からは難しい面があると思うのですが、今回、間に合うかどうかは別といたしまして、特に共済で診療所を持っていて、診療所で巡回して病傷給付の前に見ることによって被害率が下がる。ただ、被害率が下がれば下がるほど診療所の運営はきつくなるという変なことになっていますので、今まで診療所の損防事業というのは、共済とは別立てでやっていたけれども、もちろん診療の上に損防の経費までがのかっていくということは、好ましくないと思いますけれども、損防をやることによって病傷給付が減った場合には、減った部分に関しては、損防も共済の給付の中にいれてしまうというようなことを、何か考えることが全体としての損害が小さくなることだと思うのです。この辺のところは、ひとひねりもふたひねりもして欲しいと思います。

座長 何か役所の方でありますか。

保険課長 なかなか、ひねりきれないのですが、やはり共済なので病傷給付で支払いますよというのが基本スタンスなので、共済事故がない限り払えませんという整理になっています。それはさておき、共済の中でも損防を特損だとか、今、家畜関係のいろいろな事前の診断だとかの補助事業でやっていますけれども、共済の給付の中に取り込むというのは、今のところはなかなか難しいのですが、いろいろと課題として考えてはいきたいと思います。

座長 14ページはそのほか何かありますか。よろしいでしょうか。それでは、15ページ以下に進みたいと思います。農作の方、お待たせしました。引受方式及び補償割合の選択の拡大ということですが、これについてはいかがでしょうか。 さん。

委員 引受方式については、検討会でもあるいは実務者検討会でも選択をする方向付けができていますのでよいと思いますし、現地検討会の中でメニューを増やして欲しいということですが、この項目から見ますと病虫害の防除の問題だろうと、私は思うのですが、新潟では防除してもなかなか対応できない場合があります。それは何かというと、特にカメムシの問題でございまして、この問題について項目の中に病虫害が云々と書いてありますが、不可抗力の部分もあります。そういうことを考えると、そのためのメニューかなあとしますので、これを共同防除したからよいのだというわけではなくて、不可抗力もありますので、やはり新潟としても対応していただきたいという案もでているわ

けでございまして、私の方からもお願いしたいと思います。どうでしょうか。

座長 私は、新潟会場には出られなかったんですが、どうなんでしょうか。

保険監理官 カメモシによって、今年もそうなのですが一等米比率が下がって二等米比率が非常に上がって、農家の収入が大幅に減っているという意味での御指摘かと思うのですけれども、これについては、米の品質方式のところ、品質低下については、従来、補償の対象にしていなかったわけです。しかし、最近、カメモシの増加等に伴って、農家に損害がでてきているということで検討の方向とすべきではないかということで、カメモシに伴う等級落ちという被害については品質の低下に対する新たな補償方式ということで対応が可能ではないかと思っております。

座長 さん。

委員 全相殺を対象とする場合にですね、最近の農家というのはかなり生産販売の分野で変わりつつありまして、言ってみれば地産地消とか消費地との直結というような販売体制が組み込まれているわけですが、そういう中であって損害評価というものをよほどきちっとしなければ、はっきりしたものがかめないのではないだろうか。品質低下の場合でも、やはり同じことが言えるのではないのかということで、どこでどのように先ほどもあったカメモシ等をどのように評価していくかが重要だと思いますが、先ほども言った地産地消とか消費地へ直結した販売体制などが出てきておりますので、今度、実務に移る場合に、評価の仕方を十分検討していただきたいという要望を申し上げておきます。

座長 他にいかがでしょうか。それでは次に進みます。17ページよろしいでしょうか。18ページは問題ございませんね。よろしいですか。問題は20ページですね。当然加入制の問題であります。これはこの場でもそうでしたし、現地検討会でも同じように意見が分かれました、ちょっとお手上げ状態という感じがしますが、はいどうぞ、さん。

委員 これは さんの方からお聞きしたいんですが、実務者検討会には話題になっていなかったんでしょうか。

実務者検討会座長 政策判断的な要素が強いと思いますので、私達は保険の設計をした担当の者とは場違いなのではと思っております。

委員 たびたび申し訳ないんですが、意見の中にも自己責任というくだりがありまして、非常にみんなが足並みをそろえて加入する、強制加入ということだったんですが、もうここまですますと時勢が違うのではないかと思います、そうかといって任意にしたところで事務的あるいは予算的に窮屈になるということも考えられるんでしょうけれども、それはやはり工夫をしてみんなに喜ばれる農災という形を以前から言っておりますが、やはり全国的に見てもかなり強制加入に対しては、あまり賛成をしていないと無意識でわからないというのが現状でございまして、わからないというのは加入しなくても

よいのだろうと、任意でもよいのだろうと我々は思っておりますので、引き続き検討課題としていただきたいと提案しておきます。

座長 はい、さんどうぞ。

委員 先ほど、委員が言われたのに関連しますが、やはり保険制度としてやるということになりますと、強制感はなくさねばならないと思うのですが、当然加入は当然加入でやっていかなければ、任意加入にした場合にはおそらく小規模地帯の農家はかなり落ちていくと思います。それで一定の加入の下限面積を作るとしても、当然加入ということは残しておかなければならないのではないかというふうに思うのが一点と、それからこの中にも出てきておりますし、以前の委員さんからの発言にもあったわけですが、集落機能云々ということですが、確かに必要だと思えますが、私もそう思いますが、この農業災害補償制度の検討の中では、集落営農機能ということも関連しますし、考えておかなければいけないと思えますが、むしろそれは経営安定対策の方などで基本的には検討すべき事項ではないかなと、ここの中にもありますけれども集落機能維持のためには云々ということがありますが、この検討会の中であまりそのところは必要ではあるけれども他の場所で検討されるべきものではないかと思っております。

座長 この問題については他の方がいかがですか。ではさん。

委員 今、委員がおっしゃったように直ちにこれを任意加入にしたら大変なことになると思います。ただ、それにしてもですね、今まで共済は当然加入基準ということで、10アール、20アール、30アールというふうに小さいところはいらないだろうというってきたわけですが、それが今回の検討に当たって大きい人から脱退させてくれという話がいっぱい出てきたということは、制度があまりにも不公平だということだろうと思うのです。だからこれをそのままに放置しておいたら、制度は長持ちしないというふうに思います。一つは理屈の上で単純なのは再三申し上げていますが、割引、割増しですけども、とにかく不公平感をなくすということで、本当は給付の問題もあると思うのです。例えば、兼業農家が一筆もっていて加入しており、全滅したってたいしたことはないのです。ところが専業農家が40町歩やっていて、例えば5町歩全滅すればこれは大変なことです。そういうことをただ単に割合だけで全てを律するということが、そんな恰好でよいのかという検討も必要だろうと思うのです。少なくとも最終的に始末をつけるのは料率なのです。早く不公平感のない料率にする必要があるかと思えます。その時に料率といっても共済掛金率だけではなくて、賦課金の問題もあろうかと思えます。今回の検討会でも出ましたが、たくさんもっていたって、手間がかかるのは同じことだと。半相殺の場合では同じではないんですけども、全相殺なら同じかもしれませぬ。その辺のことで、現在の団体の賦課金率が面積割りと頭数割りと二つあるものを、まさか面積割りだけのところはないと思えますが、かかる経費に応じた恰好に変えていくということで、不公平感を早くなくしていかないと、一番、共済制度の成り立ちの基

本になっている、農作物共済がもたないと思いますので、爛頭の急務としてやっていただきたい。

座長       さん。

委員   当然加入論が出てきましたが、やはり日本の大宗である米から成り立っているということから、安い掛金を持ってそしてその仕組みを守りやっていくことからしますと、大多数の母数でなくてはならないことは当然必要なことである。これを除けて、日本の米だとか地域の集落農業だとかというのは守れないのではないかと考えております。問題は、大規模農家が多くなっているし、政策的にもそういったことを進めているわけですから、やはり制度としての仕組みを柔軟にしていくこと、本来、どなたか言っていましたように、たくさん作っている人が一番危険を感じて、この経営上の大きさが出てくるわけですから、これこそ当然加入で安い金で掛けなくてはならないということではないのかと思うのです。それにつけても普通の人には5反から1町歩掛けているのに、何十町歩の人から見ると何だか仕組みがおかしいと。誰でも40年も50年も経てば世の中変わってきて、当然変えなければいけない。仕組み改定で柔軟にいろいろな方式を取り入れていこうではないかと。足切りだって1割から2割、3割、4割、5割とあってもよいのではないかと。人々に応じてやっていこうではないかと。当然加入論というのはそういう問題ではないかと考えております。本当は大きい経営者ほど必要ではないかと思えます。今回柔軟な仕組みにどんどん変えようとしているが、私は共済組合長をしていますので、これだけ柔軟にことをやっていけば、共済組合で事務量が大きくなるのか大変大きな問題になる。共済金を貰ったときも、今までは一地域で一定方向でやってきましたが、私は幾ら貰ったからおかしくないとか、隣の面積がこうだからということがあるんですが、今回の案のようにそれぞれの加入方式が変わると、みんなが疑心暗鬼で、私のところはこれだけしか貰えなかった、あの人のところはこんなに貰ったじゃないかと、こういうことは農家の中で素朴ですが、共済事業を継続していく上での大きな要素だと思います。地域の人々は、高度な判断を持っている人ばかりではないので、隣に比べてどうのこうのということしか出てこない。そういうことからすると大きな問題を持つけれども、実務者検討会の方でもそういうことでやっていけるといっているのであれば、私は、大変良いことだと思っています。やってよろしいと思っています。それと検討会で審議してきたことが全部、今日出ているわけですが、もう一度、総復習をされたという意味ではよかったですと思います。私が言いたいのは、とにかく水稻が主の農業共済で始まって、一筆単位ということになってこうやってきている習慣、それからすれば、大豆だってそうして欲しいというし、園地だって一筆にして欲しいというのが出てくるのは当然です。一筆であるのがわかりやすいし、正確に出てくるのではないかと思う。ただ、我々が膨大な事務になるやもしれませんが、それがクリア出来るというのであれば、可能な限りしていただきたいと思えます。これはまた同時に農家間のいろいろな思

いを、私どもが統括して組合運営をしていく上で、農家にいろいろ説明をしながら進めなければならないということになるという因子もある。それでいて時代でしょう、幾つかのメニュー方式で追加していくことについて、異存はありません。それから新価とか片付け費用だとか園芸施設で出ておりましたが、これもよく農家の側から出る問題ですから、定額か定率かは別として、どこかで取り上げていただきたい。あるいは時価現有率にしてもどこかで何とかならないのかという気がしてなりません。家畜農家で必要以上に共済金をたくさん貰っているということは確かにあるのですが、何か限度があってもよいのではないかと思います。けれども、突発的に出てくることもあり得るので、その時に保険機能が役に立たなかったら何のためだかわからないという気がします。日頃思っていることについて申し上げましたが、柔軟な対応で組織を作っていきたいと思っております。後は、実務者検討会での意見も踏まえて、今後、意見を言っていきたいと思えます。

座長 まとめのようなご意見をいただきましてありがとうございました。

委員 この当然加入制については、最終的にどう取扱う方針かをお聞きしたい。現地検討会が大変参考になりまして、ある意味では社会的問題でもあるし、多数決で決めるような問題ではないと思うのですけれども、もう少し整理をしていただきたいと思いたしたのは、これまで任意加入論者は、任意加入にすれば新たな担い手の育成とか、自主的な経営の尊重とか、他の作物との均衡とかでおっしゃっているわけですね。片や維持論者は制度が壊れてしまうのではないかと、それはごもっともな心配でもあって、先ほど政治的な大きなマターだから保険数理の問題ではなじまないというような話もありましたが、そう言う意味でいうと任意論者と当然論者のディメンションが違っていると思いますので、それを制度論として見たときに何かうまく接点があるのかないのかについて、最小限、保険数理上、今いろいろな仮定をおいたらどうなってしまうのかについて検討する余地があるのではないか。その辺をこの場でやるのか、どこでおやりになるのか、最終的にこの問題についてどういう結論を出されるのかについてお聞きしたい。

委員 私も、米農家の共済に対する思いというのは、強制感があるのだろうということがあると思います。突き詰めていきますと、実際にはどうなのかというのを事務レベルの中でやっているならば、それを示していただかないと、危険性があるというだけではなかなか納得ができない。やはりこれが制度そのものの維持も大切ですが、スタートから農業が再生するための手段であるというのが基本になっているはずでありますので、その辺を明確に示していただかないと、米を作っている共済を掛けている農家の経営的な判断というものを尊重しないという形になっていくのではないのかという気がします。それからもう一つ、いろいろ検討している項目の中に、先程も御意見がありましたが園地単位の制度がちょっと今流ではないと言いますか、今後そういう傾向ではないのかという話がありながら、片方では畑作の大豆には一筆を採用していくというような

ことと整合性はどうか。もっと事務的にクリア出来るところはもう少しやっていたかなければならないと。事務が増えるだけではちょっと農家としてはわかりにくいということになりますので、その辺の整合性をきちんととっていただきたいというのがございます。その辺がきちんと説明できれば、先ほどの園地の問題も非常に負担がかかるとか、そういう説明をしながら完成していただきますと非常にありがたい。

座長 後で御提案しようと思っていたのですが、次回ですね、今までの議論、現地検討会での中身を全部入れまして方向性を整理し、提案していただくと思っておりますけれども、差し当たってさんとさんから出た問題について、今、考えている方向をお答えいただいて、2点目の園地の問題もお答えいただきたい。

保険課長 当然加入をどうするかと言われると答えられないのですが、検討会でお図りしているということですので、この検討会での議論、結論を踏まえて検討をしたいとしか言いようがないのですが、実感として言いますと、意見が収束する方向での議論でないで、直ちに導入ということはなかなか難しいのではという感じを受けています。最終的にこの検討会として、どういう方向で意見を集約していただけるのかという状況でございます。それからもう一つ大豆とか園地単位の話で、どうも一定の方向を向いていないのではないかという指摘でございますが、確かに全体を見るとちょっとずれている部分があるのは確かでございます。今回の基本的な考え方は、農家の選択を広げましょうということでありまして。本当にこれをのばしていけば、メニューをたくさん作って自由に農家で選んでくださいと言うのが、今回の基本的スタンスからそうなのかもしれないかもしれませんが、これは今までやっていた経営単位がよいのか、一筆単位がよいのかというような今までの考え方とちょっとずれてきている面があります。今回、必要なものをしていって、これがどうなっていくかというのを一回見て、共済制度の本当の方向というのを考えていきたいと思っております。これは何かというと、例えば引受方式を広げると言って、一筆でも半相殺でも全相殺でもよいですよという話をしております。それに合わせて地域指定をやめる。地域指定をやめるというのは、全相殺になってしまうとか、災害収入共済方式にしないといけないということで、一つには地域指定がなくても全相殺がとれるということもありますが、逆に全相殺をやっている地域でメニューを広げたら、今、全相殺でやっている農家がどれだけ一筆にいくのかという感じもしないでもないです。ですから、今までの保険の全体の流れは、経営全体を見ながらということをやってきたんですけれども、本当に農家の末端の感情で、やはり一筆なりがあるのかという気がしないでもないで、今回のこの農家の選択に任せるとき、どういう方向に向いていくのかを見ながら、もう一度、保険の在り方というのを考えていかなければいけない。少し先の話になりますが、これともう一つ思っておりますのは、経営所得安定対策というのが出てきますが、これはこれからどのようにしていくのかわからないところなのですが、これこそまさに経営単位でみましようということで、究極の姿になって

いるわけですし、それと共済制度がどのようになっていくのかわからないところはあるのですが、経営単位である一定の水準を維持しましょうという施策が出てきたときに、共済の守備範囲はどこかという関係の整理が出てくるのではないかと思います。その時にやはり今回の法律改正をしながら、農家の感情はどこにあるのかと、要するに災害対策をどう求めているのかという方向を見ながら全体を考えていかなければならないと思うのです。現段階では、かなり今までの共済の中で経営単位で見るのが一番ですよというところから若干軌道修正があり、幅が広がったような感じになっていて、全て一つの理屈では割り切れなくなっている部分があるのは大変申し訳ございません。一つの過渡期であると考えていただきたいと思います。

座長 次回に明快な形で出していただくとして、それを我々は鵜呑みにする必要は全くないわけですから、さらに議論することとしたいと思います。すでに 委員と保険課長の話もそうですが、全体に及んでいますから、24ページまで全体を含めて、前のほうに立ち返っても結構ですので御意見をお伺い出来ればと思います。 さんどうぞ。

委員 当然加入の問題は、この場で決着が付けられるのかなあというふうに思います。やはり、これは、この場所とは別に継続という形でじっくりと意見の出し合いをやっていった方がよいのでは。継続でどうかなあと思います。というのは、全国的にそういう方々が大勢おられまして、裁判問題が出ております。差し押さえ制度も出ています。これについて、当局の方で、差し押さえ裁判についてどのように対応されるのか。おそらくどちらも傷が付いて大変な事態になるだろうと思いますので、そのところを加味しながら、ここで決着を付けないで、継続審議という形をお願いしたい。できれば、裁判の問題についてどう考えるかについて聞きたいです。

座長 いかがでしょうか、後段の裁判のことは。答えられれば。

保険課長 当然加入を巡って上告され、最高裁までいっている議論されていると聞いております。共済組合と農家の方々との間の訴訟でございますので、直接、国が訴訟にタッチしておりませんが、やはり時代が変わって米の当然加入制度が維持できるのか。要するに、農家の方々からは、いろいろな位置づけが変わっているのではないですかという話と、それを受けて共済組合の方では、やはり保険の設計なり米の位置づけなり変わったといえども、米というのは他の作物とは違いますので、それが政府の関与の在り方とかそういったものを総合的に見て、最高裁でいろいろな判断がされるのだろうと思っております。それで結果がどうなるかというのは、非常に興味を持って見ておりますが、そういった状況なので、特段、こちらから対応している部分はございません。

座長 それではまだ御発言のない さん、 さんよろしいですか。御遠慮なくどうぞ。

委員 家畜共済の共済掛金について本当に差があるんです。飼育管理とかで2百万円掛けたって3百万円掛けたって、それから共済金を取れるとか、飼育管理にお金を掛けて

も、貰えるということがある。先程から出ているのですが、さんなりそういうところをですね、これにも検討すべきだと書いてあるのですけれども考えてほしいと思います。

委員 先日の台風21号で千葉、茨城と被害を被ったところなんですが、その中で我々のところは海岸に近いということもありまして、塩害であるとか風の害であるとか雨については大したことはなかったのですけれども、畜産の方をやっているので報告みたいな感じになるかと思うのですが、私の方では畜舎が相当古いものが多いということで、その中で屋根が飛んだり倒壊したりというような施設が結構あったんです。その中で、我々、普通、共済制度の中に入っていて、農家そのものがちょっと勉強が足りないのかというところもありますけれども、被害総額で1千万円なら1千万円の建物に入っていると書いていますと、実際には火災なら火災で7割くらいのものがとられて、3割くらいが総合であると。3百万の中である程度、屋根なら屋根が飛んだんだから、せいぜいその中の20%くらいのものですよと言うような感じの説明なのです。全部が飛んでも1千万円の建物に入っても60万円位の被害であるよというような共済制度の中での説明なんですけれども、農家はその辺のことを理解していないのです。この間、共済組合の会議があったのですけれども、我々もちょっと勉強不足であって、農家の人はみんな共済組合で何でも何とかしてくれると思っているのです。だからそういう風水害であるとか特別な病気であるとか、そういうものに対しての何か特別な措置ができれば、そういうことをお願いしたいと思っているのです。

座長 他に何かありますか。

委員 この中で、組合の現場の人間というのは委員、私、連合会の委員ですが、前にもお話しした中で我々の組合の組合員とか共済部長とか総代とかと全く違う感覚の話が出てくるのです。といいますのは今日も出ましたが、説明とか不満とか言うことです。説明不足とか不満に対して、これが制度改正の検討項目に上がるというのは、認識が違うところがあって、いつ発言しようかと思っていたのですが、制度そのものは改正があっても、国から都道府県知事に何らかの通知があって、それから知事から組合等から県の担当から文書がきて、組合は総代会で定款を変え、そして告示をします。それで変わったところは、広報紙などで出す。それくらいの手続きで農家が理解をされているのが現状で、そういう仕組みが、不満とか、わかりにくいとか、説明不足だとか、そういうところに現れてくるのだと思います。私も組合は、例えば、家畜共済の補償をするときは明細をつけて必ず通知しますし、水稻共済でも補償の対象になったところは文書で共済金を支払う前に通知を差し上げますし、損害評価をして対象にならなかった人には職員が説明して回ります。これは園芸施設共済でも何でも同じです。当然、告示も公示も、法律で決められたことはやるわけですが、それは運用の問題ですので、連合会を通じて運営団体を指導して、そういうことを農家といっしょになって、農家の

ための制度ですから、きちんと運営することが、当然のことであって、そこでよりよい保険関係、共済関係が成立するわけです。その関係と、制度改正の関係は違うだろうなということですが、制度改正の問題は、本当に実態がいろいろありますが、基本的に私の感覚では、例えば、今、議論している内容が、単位当たりの共済金額を引き下げ、補償割合を引き下げ、掛金を少なくして不満のある方に応えて、そこで災害が発生したときに、少ない共済金を貰ったときに、どういう評価を加入している組合員がするかと考えますと、非常に疑問がある。私の感覚と私どもの組合の感覚と全く違うというのは、我々は常に折角こういう制度があるのであれば一番高い補償割合を選択をして、皆さんに災害があるときは一番高い補償をいただくようにしましょう、組合員が負担した掛金は当然、税の上で必要経費として認められておりますから、という感覚ですので、私どもの組合が全部の事業が現場にいて説明をしたときに、一番高い補償の単位当たり共済金額を選択しております。そのあたりの問題は、何か不満に応えて、補償の仕組みをレベルを低下する議論というのは、何かおかしいなという気がします。それが率直な意見です。それと合わせて、当然加入の議論もありますが、議論をするのに、当然加入はなくてもあっても加入する事に意義があるということですが、これもいろいろ議論がありますが、当然、加入したくないという人もおりますが、実際にその検討をするときには、現場の農家のあるいは生産団体の意見等の実態をきちんと整理をして検討しないと、一部の現象を見て判断するということは、危険なことだろうと思う。制度を運営する上でも非常に危険なことだろうということです。私どもの組合を日常、管理運営していて違う感覚がございますので、大詰めの検討になってきましたので、ぜひ御認識いただきたいということです。

座長 ありがとうございます。他に御意見ございますか。

委員 もう全体のところにきているのかもわかりません。時間がありませんので、多くは申し上げませんが、私は、今回の現地検討会6か所、全部行かせていただいて、いろいろ勉強になったので感謝をしております。総括的な感想を2、3申し上げます。予想以上だったものだけ申し上げますと、一つは制度の用語が非常にわかりにくいということです。もともとと言われていたことですが、現実にああいう声ができる。問題視はしていたのですが、言葉が難しい、制度がわかりにくい。ですから制度改正の度に中身は複雑になるのですけれども、絶えず意識しないといけないのではと、具体的にどうかといわれると難しいですがそう思いました。それに関連してわかりにくいという中に複雑で理解できないという意味と、どうも常識的に納得しがたいという意味のわかりにくいとは意味が違うかもしれませんが、そんなことも含まれているのではないかと、その中の一つに先ほどお話がありましたが、どうも不公平感ということができます。10年、20年一度も共済金を貰っていないと、それでも強制加入させられるという話もありましたし、ある人は飼養管理が悪いのにたくさん貰っているということでの対応の話もある

わけですけれども、やはり、先程、委員もおっしゃっていましたが、そういうのに対応するには、料率の個別化というのも一つですけれども、これも技術的な限界があるし難しいと思います。今、危険段階ということで対応していますけれども、ですからその上で申し上げるのはどうかということもありますが、やはり掛金の割引、割増しというのが非常にストレートでわかりやすいということになるのではないかと。ですから、危険段階を導入したときに、その話は、済んでいるのだという役所の事務方の御意見もあるようですが、私は、もう一度、光を当て直していただけないかと。農家の心理にぴたつきやすいというか、わかりやすいというようなことのために考えて頂けないかというのが一つ。それから予想以上に反応が強かったというのが、果樹共済の園地単位ですが、先ほどもお話がありましたので省略いたします。それとこれも話に出ましたが、家畜共済の死廃事故の支払限度を設ける問題。これも2月の第4回の家畜の時に若干疑問を呈したというか、考え方、方法論で検討すべきだと、こういうことを申し上げていて、この後、具体的なことは申し上げていなかったんですが、今度の現地検討会であれだけいろいろな意見が出ることになると、改めていろいろ考えざるを得ないと思っております。家畜の掛金率が高いのを何とか下げなければいけないと、これは大きな課題であるし、いろいろな方法を考えなくてはいけないと思っています。それから飼養管理技術が悪くて毎年貰う農家に対して対策が必要だと、これもまさにそのとおりだと思います。だからといって、一律に限度を設けてその部分をちょん切るという発想が、目的に対応した適切な手段なのかどうかと、何のために導入するのかという目的から考えなければと思うわけです。ですから先程来、御意見が出ていますが、問題は毎年、毎年事故を出すような農家に対する対応であれば、それに対する対応。それと何回目だからどうだとか、いろいろな対応があると思うのです。ですから、どの農家も含めて一律に頭を切るというのは、ちょっと乱暴な話ではなからうかと思います。実務者検討会でも事故の範囲をどうするかについてももう少し検討するというように受け止められるニュアンスの意見ですけれども、事故の範囲の検討だけでよいのかどうかという疑問を私は現地検討会を経てきて、抱いております。

座長 それではそろそろよろしいでしょうか。それでは次回ですが、我々が今まで6回議論してきたこと、現地検討会の結果も踏まえて、取りまとめの案を整理していただくというようなことにしたいと思います。あと何回やりますか。

保険課長 あと2回くらいです。

座長 そうするとつまり、今度のが案で、それを議論して最終的にもう一度出すということによろしいですね。それではそういうことで、あと2回ということで、一つご予定をしていただきたいと思います。それから、その方向性を出していただく、その取りまとめの文章の中に盛り込むか、盛り込まないか別にしまして、今、さんもおっしゃったんですが、23ページのあたりに共済組合の姿が見えないとかいう意見も現地検討

会でやっぱり出ていると言うことでして、これは、ぜひ共済組合の関係者の方々に心していただいて、ぜひ良い関係を作っていただきたいということで、現地検討会が出たものですから、一つお願いをしたいということと、もう一つはこれも さんがおっしゃった言葉遣いの問題です。わかりにくいという問題は、やはり何かしなければいけないと感じていますが、 さんなどは、きちんと説明をしておられますから、みなさんよく御理解をされていると思うのですが、結構そうでないという意見もありますから、何かしなければいけないと私も感じていますので、文章に入れる、入れないは別として、一つ懸案として挙げておきたいと思います。ということ要望した上で、今後の日程につきまして保険課長からご説明いただきたいと思います。

委員 ちょっとよろしいですか。

座長 どうぞ。

委員 結論があるわけではないのですけれども、どうしてもこの検討会で取りまとめをしなくてはいけないのかどうか、いろいろなこれまでの議論を経て、それを基にして、役所としてその対応を考えるということもあると思うのです。無理に、どうしてもここで、まとめなければいけないのかということも含めて検討をしていただければ。

座長 どうしてもということではないと思います。ここは、どうしても結論が出ないということであれば、それはそれでよいのではないかと、それはそれで出してもらって、それを見た上で我々としては、そのまま行こうとか、ここは何とか一つにしようとか意見を出し合ったらよいのではないかと思います。それでは、日程をお願いします。

保険課長 資料の4に、全体のスケジュールを、今、考えているものを付けております。今日、11日ということで6回目が終わりました、7回目をここに書いてあります論点整理なり取りまとめ的なものを出させていただいて、それを御議論をいただいた上で報告書の取りまとめ的なものでもう一度開きたいと考えております。報告書等を含めて委員の方々から御意見を聴いてその方向で対応してまいりたいと思います。具体的な次回の開催に当たりましては、皆様方の御都合を伺いながら、調整したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

座長 それでは、そういうことをお願いいたします。毎度のことですけれども、大変活発な御意見を皆さんに出していただきましてありがとうございました。今日は、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(以 上)